

令和元年度
宇部フロンティア大学
短期大学部
自己点検・評価報告書

令和3年1月

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 自己点検・評価報告書 | 1 |
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 | 2 |
| 2. 自己点検・評価の組織と活動 | 9 |
| | |
| 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 | 11 |
| テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神 | 11 |
| テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果 | 20 |
| テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証 | 26 |
| | |
| 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 | 33 |
| テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程 | 33 |
| テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援 | 42 |
| | |
| 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 | 51 |
| テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源 | 51 |
| テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源 | 55 |
| テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 | 57 |
| テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源 | 58 |
| | |
| 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 | 62 |
| テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ | 62 |
| テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ | 64 |
| テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス | 66 |
| | |
| 【資料】 | 71 |

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会が定める短期大学評価基準に基づいて、宇部フロンティア大学短期大学部の令和元年度自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年1月29日

理事長

長坂 祐二

学長

長坂 祐二

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

宇部フロンティア大学短期大学部（以下「本学」という）は、明治36年に香川昌子が現在の宇部市藤山に開塾した香川裁縫塾に始まる。翌年には、県知事の許可を得て香川裁縫女学校となり、以後、激動の20世紀の変遷の中で幾多の困難を克服し、香川高等女学校を経て昭和35年、県下で最初の短期大学、宇部短期大学（現宇部フロンティア大学短期大学部）を設立した。

現在の香川学園は、宇部フロンティア大学附属幼稚園、宇部フロンティア大学附属中学校、宇部フロンティア大学附属香川高等学校、宇部フロンティア大学短期大学部、宇部フロンティア大学、宇部フロンティア大学大学院からなる総合学園であり、教育・研究の一大拠点として人材育成を含む、地域への貢献に取り組んでいる。

本学は、創始者香川昌子が意図した“人間の実生活に役立つ知識や技術の教育を通じた教養のある職業専門家の育成”を教育理念とし、「人間性の涵養と実学の重視」を建学の精神として教育を行っている。

また、教養教育と実学教育を推進する方針として、礼節、自律、共生の三つのコンセプトを建学のモットーとして定めている。礼節とは清らかな心で人に接すること、自律とは自分の主張を持つと同時に人の考えもよく聞いて物事にしなやかに対応すること、共生とは人間同士、国と国、人間と自然がともに生きるという意味である。

学校法人及び本学の歩みは次のとおりである。

<学校法人香川学園の沿革>

| | | |
|-------|-----|--|
| 明治36年 | 4月 | 香川裁縫塾創設 |
| 明治37年 | 7月 | 香川裁縫女学校認可 |
| 大正15年 | 2月 | 山口県香川実科高等女学校認可 |
| 昭和11年 | 3月 | 山口県香川高等女学校認可 |
| 昭和14年 | 4月 | 財団法人山口県香川高等女学校認可 |
| 昭和22年 | 4月 | 香川学園中学校認可〔昭和37年4月宇部短期大学附属中学校に改称〕 |
| 昭和23年 | 4月 | 香川学園高等学校認可〔昭和37年4月香川高等学校に改称〕 |
| 昭和25年 | 4月 | 香川学園藤山幼稚園認可〔昭和37年4月宇部短期大学附属藤山幼稚園に改称〕 |
| 昭和26年 | 4月 | 学校法人香川学園認可 |
| 昭和35年 | 1月 | 香川学園短期大学(家政科)設置認可 |
| 昭和35年 | 4月 | 香川学園短期大学開学〔同年10月宇部短期大学に改称〕 |
| 平成2年 | 4月 | 学校法人香川学園環境技術センター設立〔平成14年4月宇部環境技術センターに改称〕 |
| 平成13年 | 12月 | 宇部フロンティア大学人間社会学部人間社会学科設置認可 |
| 平成14年 | 4月 | 宇部フロンティア大学開学 |
| 平成16年 | 1月 | 宇部フロンティア大学大学院人間科学研究科設置認可 |
| 平成16年 | 4月 | 宇部フロンティア大学大学院人間科学研究科開設 |
| 平成16年 | 4月 | 宇部短期大学を宇部フロンティア大学短期大学部に名称変更 |
| 平成16年 | 4月 | 香川高等学校を宇部フロンティア大学附属香川高等学校に名称変更 |
| 平成16年 | 4月 | 宇部短期大学附属中学校を宇部フロンティア大学附属中学校に名称変更 |
| 平成16年 | 4月 | 宇部短期大学附属藤山幼稚園を宇部フロンティア大学附属幼稚園に名称変更 |

| | | |
|-------|-----|--|
| 平成17年 | 4月 | 宇部フロンティア大学人間社会学部に児童発達学科を設置 |
| 平成18年 | 4月 | 宇部フロンティア大学人間社会学部人間社会学部を人間社会学部福祉心理学科に名称変更 |
| 平成18年 | 11月 | 宇部フロンティア大学人間健康学部看護学科を設置認可 |
| 平成19年 | 4月 | 宇部フロンティア大学人間健康学部看護学科を設置 |
| 平成25年 | 3月 | 宇部フロンティア大学人間社会学部児童発達学科を廃止 |

<宇部フロンティア大学短期大学の沿革>

| | | |
|-------|----|--|
| 昭和35年 | 1月 | 香川学園短期大学(家政科)設置認可 |
| 昭和35年 | 4月 | 香川学園短期大学開学〔同年10月宇部短期大学に改称〕 |
| 昭和37年 | 4月 | 宇部短期大学に栄養士養成課程設置認可 |
| 昭和40年 | 4月 | 宇部短期大学工業計数科設置認可 |
| 昭和40年 | 4月 | 宇部短期大学保育科設置認可 |
| 昭和42年 | 4月 | 宇部短期大学文科(国語専攻・英語専攻)設置認可 |
| 昭和42年 | 4月 | 宇部短期大学家政科を家政専攻・食物栄養専攻に専攻分離認可 |
| 昭和44年 | 4月 | 宇部短期大学保育科を幼児教育学科に名称変更 |
| 昭和44年 | 4月 | 宇部短期大学文科(国語専攻・英語専攻)を文学科(国語国文学専攻・英語英文学専攻)に名称変更 |
| 昭和44年 | 4月 | 宇部短期大学家政科(家政専攻・食物栄養専攻)を家政学科(家政学専攻・食物栄養学専攻)に名称変更 |
| 昭和44年 | 4月 | 宇部短期大学工業計数科を工業計数学科に名称変更 |
| 昭和50年 | 4月 | 宇部短期大学環境衛生学科設置認可 |
| 昭和52年 | 4月 | 宇部短期大学に環境科学研究所付置 |
| 昭和55年 | 4月 | 宇部短期大学工業計数学科を情報計数学科に名称変更 |
| 昭和63年 | 4月 | 宇部短期大学幼児教育学科を保育学科に名称変更 宇部短期大学家政学科家政学専攻に介護福祉士養成課程を設置 |
| 平成元年 | 4月 | 宇部短期大学家政学科家政学専攻を家政学専攻と生活福祉学専攻に分離 |
| 平成10年 | 4月 | 宇部短期大学文学科(国語国文学専攻・英語英文学専攻)を改組して言語文化学科を設置 |
| 平成10年 | 4月 | 宇部短期大学情報計数学科を情報システム学科に名称変更 |
| 平成10年 | 4月 | 宇部短期大学附属生涯学習センターを付置 |
| 平成11年 | 4月 | 宇部短期大学附属環境科学研究所を廃止し、宇部短期大学附属人間生活科学研究所を付置 |
| 平成11年 | 4月 | 専攻科保育福祉学専攻に介護福祉士養成課程を設置 |
| 平成12年 | 3月 | 専攻科国語国文学専攻・英語英文学専攻を廃止 |
| 平成12年 | 4月 | 宇部短期大学家政学科(家政学専攻・生活福祉学専攻)を改組して健康福祉学科(健康福祉学専攻・生活福祉学専攻)を設置、家政学科食物栄養学専攻を食物栄養学科に名称変更 |
| 平成14年 | 4月 | 宇部短期大学留学生別科を設置 |
| 平成15年 | 3月 | 宇部短期大学言語文化学科及び環境衛生学科を廃止 |
| 平成15年 | 4月 | 宇部フロンティア大学・宇部短期大学附属国際交流センターを付置 |
| 平成16年 | 3月 | 宇部短期大学専攻科環境衛生学専攻を廃止 |
| 平成16年 | 4月 | 宇部短期大学を宇部フロンティア大学短期大学部に名称変更 |
| 平成16年 | 4月 | 宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科生活福祉学専攻を生活福祉学科に名称変更 |
| 平成17年 | 3月 | 宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科健康福祉学専攻を廃止 |
| 平成17年 | 3月 | 宇部フロンティア大学短期大学部附属人間生活科学研究所を廃止 |
| 平成18年 | 3月 | 宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科生活福祉学専攻を廃止 |
| 平成19年 | 3月 | 宇部フロンティア大学短期大学部専攻科保育福祉学専攻を廃止 |

- 平成20年 3月 宇部フロンティア大学短期大学部生活福祉学科を廃止
- 平成20年 3月 宇部フロンティア大学短期大学部留学生別科を廃止
- 平成21年 3月 宇部フロンティア大学短期大学部情報システム学科を廃止
- 平成21年 3月 宇部フロンティア大学短期大学部専攻科情報システム学専攻を廃止
- 平成22年 11月 宇部フロンティア大学短期大学部創立50周年記念式典挙行。現在に至る。

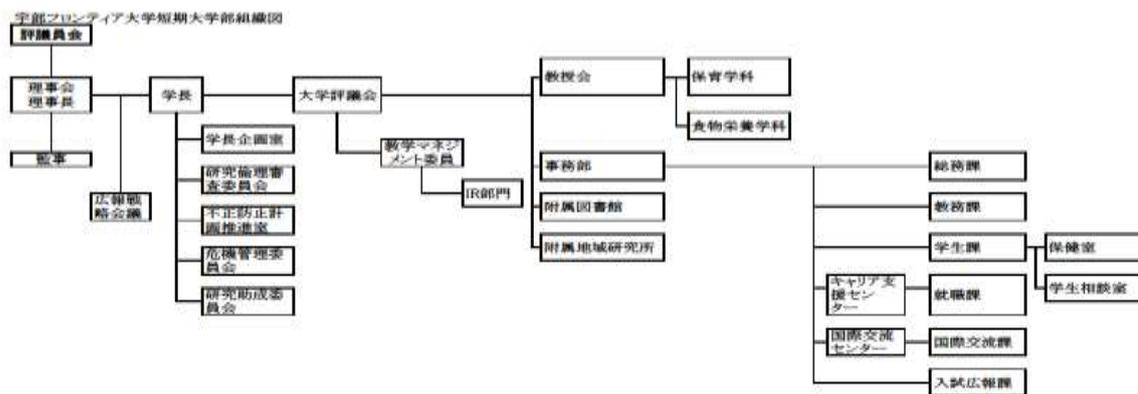
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年5月1日現在

| 教育機関名 | 所在地 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|------------------------|--------------------|------|------|------|
| 宇部フロンティア大学 大学院 | 山口県宇部市文京台 2-1-1 | 15 | 30 | 29 |
| 宇部フロンティア大学 | 山口県宇部市文京台 2-1-1 | 150 | 630 | 433 |
| 宇部フロンティア大学 短期大学部 | 山口県宇部市文京台 2-1-1 | 130 | 260 | 178 |
| 宇部フロンティア大学 附属香川高等学校 | 山口県宇部市文京町 1-25 | 360 | 1080 | 597 |
| 宇部フロンティア大学 附属中学校 | 山口県宇部市文京町 1-25 | 90 | 270 | 144 |
| 宇部フロンティア大学 附属幼稚園 | 山口県宇部市文京町 7-5 | | 280 | 243 |

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図（令和元年5月1日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

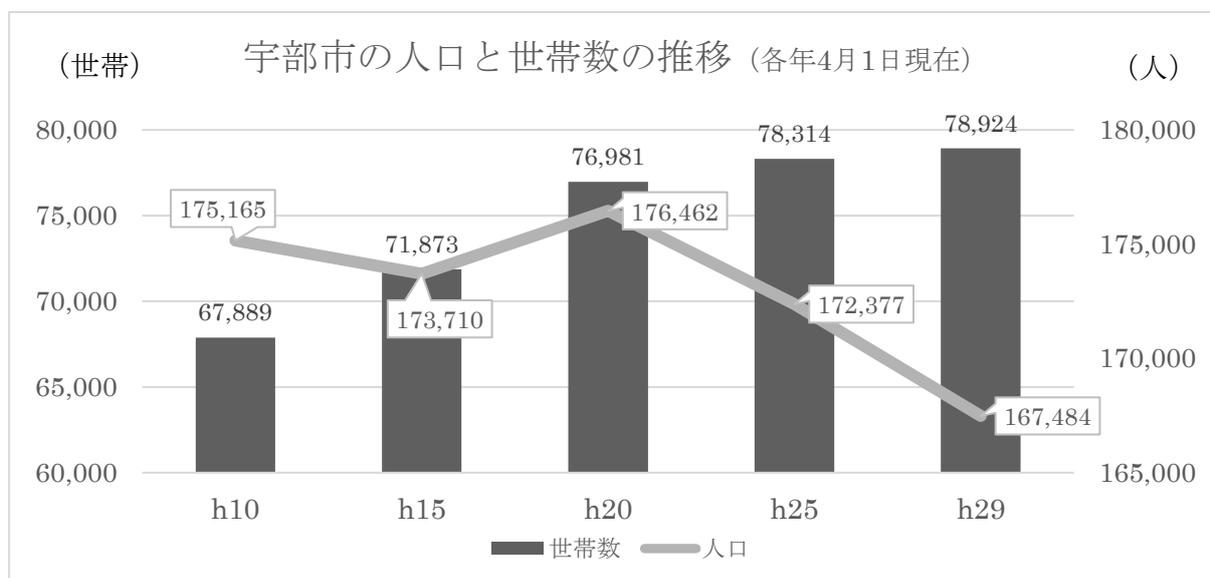
本学の所在地である宇部市は、本州西端山口県の南西部に位置し、南は瀬戸内海に面している。気候は、典型的な瀬戸内海式気候であり、温暖で住みやすい。人口は約 17 万人で、主たる産業は化学工業である。宇部市の産業は、明治期以降石炭産業の発達から戦後の化学工業へと変遷し、今日、瀬戸内有数の臨海工業地帯を形成している。戦後の急激な工業の発展に伴って生じた公害問題に対して、産官学民が一体となったいわゆる「宇部方式」でこの問題に取り組み、成果をあげ、国連環境計画（UNEP）「グローバル 500 賞」の受賞へとつながった。一方、常盤公園の整備や彫刻によるまちづくりに取り組み、宇部市特有の情景を作り出している。

この市民一丸となった自治精神の高揚とまちづくりへの情熱は、その後の都市緑化や公園整備など様々な分野に幅広い展開を見せ、特に彫刻によるまちづくりに関しては、国内有数の歴史と権威を誇る「UBE ビエンナーレ」の開催を始め、市内随所への作品の設置など、宇部市固有の情景を醸成している。

また、市内には、第三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ、数多くの医療施設が立地するとともに、他市と比較して市民一人当たりの病床数や医師等の医療関係資格者も多く、医療環境が充実している。

経済産業省が発表した「地域の暮らしやすさ指標」において、宇部市は全国 1741 市区町村のなかで第 7 位の評価を得た。「地域の暮らしやすさ指標」とは、経済産業省が平成 27 年 3 月に作成した生活コストの「見える化」システムにより公表されたもので、このシステムでは全国 1741 市区町村の暮らしやすさを評価、順位が決定されている。このシステムにおいて、宇部市は 30 歳代の夫婦と乳幼児の世帯で、「生活利便性」「働きやすさ」「医療・福祉」の項目において総合的に高い評価を受け、全国 7 位という結果を得ることができた。

総人口は、平成 7 年の 182,711 人をピークに減少傾向となり、平成 25 年には 172,096 人、平成 29 年 3 月末、167,484 人となっている。世帯数は一貫して増加傾向を示しているが、1 世帯あたり平均世帯人員は平成以降 3 人を割り込み、平成 28 年には 2.30 人となっている。この背景には単身世帯の増加や核家族化の進行などが考えられる。



■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（平成26年度～平成30年度）

| 地域区分 | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 人数 (人) | 割合 (%) |
| 山口県内 | 73 | 98.6 | 100 | 97.1 | 89 | 99 | 97 | 99 | 85 | 97 |
| その他の 中国地域 | 1 | 1.4 | 3 | 2.9 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 74 | 100 | 103 | 100 | 90 | 100 | 98 | 100 | 88 | 100 |

■ 地域社会のニーズ

平成28～30年度 宇部・山口県内の保育士・幼稚園教諭及び栄養士の求人数（人）

| | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | |
|------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| | 保育所 | 幼稚園 | 栄養士 | 保育所 | 幼稚園 | 栄養士 | 保育所 | 幼稚園 | 栄養士 |
| 宇部市内 | 34 | 7 | 10 | 32 | 11 | 7 | 25 | 7 | 8 |
| 山口県内 | 145 | 72 | 27 | 153 | 55 | 25 | 167 | 47 | 44 |
| 計 | 179 | 79 | 37 | 185 | 66 | 32 | 192 | 54 | 52 |

* 幼稚園には認定こども園を含む

近年は、保育学科では宇部市を含む近隣市町の保育所及び幼稚園から年間を通じて求人依頼があり、保育士及び幼稚園教諭の人材不足が深刻である。施設側は早期の人材確保に必死であり、現場実習時に学生へ就職の打診がされることもある。

就職先は、宇部市内及び山口県内の保育所及び幼稚園、児童福祉施設に就職する者が毎年80%程度、残りは関西、関東方面の企業立保育所に就職している。本学では定員80人に対して定員充足率が70%と低い、保育士を取り巻く処遇の問題が改善されれば一定数の学生確保は期待できる。

一方、食物栄養学科では、栄養士が就職する給食施設において給食業務の外部化が進み、これを請負う給食受託会社が増えてきている。このことから、給食を実施している保育所及び福祉施設・医療施設からの求人と、給食受託会社からの求人がある。毎年、宇部市内及び県内の保育所及び福祉施設・医療施設から栄養士、調理員の求人があり、給食受託会社を受験する場合も配属先として宇部市内及び県内の施設を希望する場合が多く、70%の学生が栄養士の資格を活かして就職している。

平成 28～30 年度 宇部・山口県内の保育士・幼稚園教諭及び栄養士（調理員）の就職内定状況（人）

| | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | | | 平成 30 年度 | | |
|------|----------|-----------|------------|----------|-----------|------------|----------|-----------|------------|
| | 保育士 | 幼稚園 教諭 | 栄養士 調理員 | 保育士 | 幼稚園 教諭 | 栄養士 調理員 | 保育士 | 幼稚園 教諭 | 栄養士 調理員 |
| 宇部市内 | 15 | 11 | 5 | 10 | 9 | 5 | 10 | 4 | 9 |
| 山口県内 | 12 | 5 | 14 | 14 | 9 | 18 | 19 | 2 | 16 |
| 計 | 27 | 16 | 19 | 24 | 18 | 23 | 29 | 6 | 25 |

■ 地域社会の産業の状況

宇部市の就業人口は、昭和60年から平成7年にかけて上昇傾向であったものが、平成7年以降減少傾向にある。従業者数は建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉及びサービス業（他に分類されないもの）が比較的多いが、医療・福祉を除くと軒並み減少している。

宇部市の産業別従業者数の増減 平成18年と平成28年の比較（実数）

| | 平成 18 年 | 平成 28 年 | 増減 |
|-------------------|---------|---------|-------|
| 農林漁業 | 148 | 221 | 73 |
| 鉱・採石・砂利採取業 | 25 | 4 | -21 |
| 建設業 | 6968 | 5333 | -1635 |
| 製造業 | 12425 | 11142 | -1283 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 666 | 527 | -139 |
| 情報通信業 | 735 | 813 | 78 |
| 運輸・郵便業 | 4842 | 4108 | -734 |
| 卸売・小売業 | 16561 | 14269 | -2292 |
| 金融・保険業 | 1311 | 1277 | -34 |
| 不動産・物品賃貸業 | 532 | 1188 | 656 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | | 1999 | 1999 |
| 宿泊・飲食サービス業 | 5443 | 6760 | 1317 |
| 生活関連サービス・娯楽業 | | 3024 | 3024 |
| 教育・学習支援業 | 4743 | 4029 | -714 |
| 医療・福祉 | 10208 | 13034 | 2826 |
| 複合サービス業 | 774 | 557 | -217 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 10954 | 4274 | -6680 |
| 公務（他に分類されないもの） | 1729 | 1680 | -49 |
| 計 | 78064 | 74419 | -3645 |

(5) 本学の情報の公表について

■ 令和元年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

| No. | 事項 | 公表方法等 |
|-----|---|---|
| 1 | 大学の教育研究上の目的に関すること | <p>大学案内、キャンパスライフガイドブック（建学の精神）、授業内容（冊子）、本学ウェブサイトで公開している</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/history 基本方針</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/policy 3つのポリシー</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-nursery/policy 保育</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-diet/policy 食物栄養</p> |
| 2 | 教育研究上の基本組織に関すること | <p>本学ウェブサイトで公開している</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/staff</p> |
| 3 | 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること | <p>本学ウェブサイトで公開している</p> <p>教員組織・教員数、教員学位・業績</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/staff</p> |
| 4 | 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること | <p>大学案内、募集要項で公開している。</p> <p>本学ウェブサイトで公開している。</p> <p>受入れ方針</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-applicant/schedule 入学者数・収容定員・在籍者数</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/publication/gakuseisuu 卒業者数・就職者数・進学者数・進路状況</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/publication/sotugyousuu</p> |
| 5 | 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること | <p>授業内容（冊子）、本学ウェブサイトで公開している。</p> <p>授業科目（シラバス）</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/content01</p> |
| 6 | 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること | <p>本学ウェブサイトで公開している。</p> <p>成績評価基準</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/hyoukakijyun.pdf 卒業要件</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/sotugyouyouken.pdf 資格取得に係る履修科目</p> <p>http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/publication/eligibility-overview</p> |

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 7 | 校地、校舎等の施設及び設備 その他の学生の教育研究環境に関すること | 大学案内、本学ウェブサイトで公開している。 キャンパスマップと校舎の概要、学内紹介 http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/campus-map01 |
| 8 | 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること | 大学案内、入学者募集要項、本学ウェブサイトで公開している。 http://www.ube-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/kounoukin.pdf |
| 9 | 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること | キャンパスライフガイドブック、大学案内、本学ウェブサイトで公開している。 保健室 http://www.ube-c.ac.jp/page-life/infirmary 就職・進路先 http://www.ube-c.ac.jp/page-guide/publication/sotugyousuu |

② 学校法人の財務情報の公開について

| 事項 | 公開方法等 |
|-------------------------------|---|
| 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書 | 学校法人香川学園ウェブサイトで公開している。 http://www.kagawa.ac/k_jyoho.html |

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和元年度）

公的研究費の管理・監査体制、公的研究費の管理・監査に関する規程、公的研究費の不正防止計画を策定し、HPに公表している。

内部監査マニュアルを作成し、それを基に学園事務局経理課と定期的に内部監査を実施している。また、学内の公的研究費使用マニュアルを作成し、教員に対し年1回の研修会を実施している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

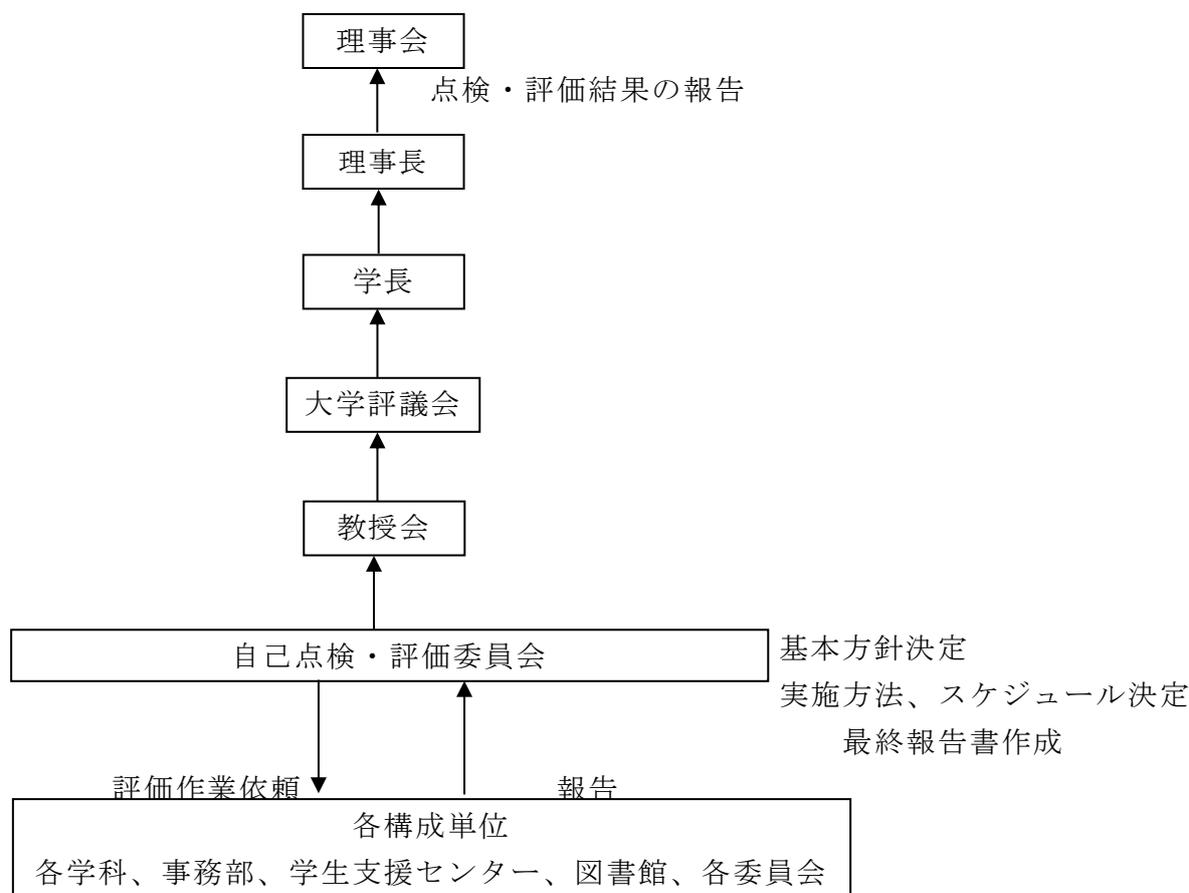
(1) 自己点検・評価委員会

本委員会は自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成を円滑に実施するために主導的な役割を担っている。

令和元年度からは、大学・短大のキャンパス統合に伴い、大学及び短大の合同委員会としている。委員は、学長を委員長とし、大学及び短大副学長、大学学部長、大学院研究科長、短大ALO、学生支援センター長、事務部長、総務課長、学園事務局長としている。

(2) 自己点検・評価の組織図

自己点検・評価の流れは、次の図のとおりである。



上記委員会では、認証評価制度の意義を、大学評議会・教授会等を通じて学内構成員に周知するとともに、現行評価制度のポイントである「学習成果の明示」「PDCA サイクルの稼働」について説明を行い、教育の質保証に向けた全学的な取り組みを促している。

(3) 活動内容

大学との委員会統合前の平成 30 年 5 月 31 日に開催した第 1 回自己点検・評価運営委員会において、今年度の重点取り組み課題及び進行管理の方法について協議し、この方針に従って平成 30 年度事業計画を進めた。本年度の計画は、短期大学の認証評価に求められる「教育の実質化」の根幹をなす「内部質保証」を、システムとして本学に定着させることを目的としている。

「実質化」しているかどうかは、「内部質保証」のシステムが学内に整備され、適切に運用されていることによって評価され、適切に運用されているエビデンスは、「PDCA サイクル」による継続的な改善の取り組みが行われる。「PDCA サイクル」は、「年度計画」の作成 (P)、実施 (D)、評価 (C)、次年度に向けた改善案の作成 (A) で構成される。継続的な改善の取り組みの成果は、自己点検・評価委員会による進行管理によって全学的に集約することによってエビデンスとして蓄積する。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している]

<現状>

本学の建学の精神は、「人間性の涵養と実学の重視」である。この文言は、学則の第1章総則（目的及び使命）第1条に、「宇部フロンティア大学短期大学部（以下「本学」という）は、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、人格の完成をめざし、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技能を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為の人材の育成を目的とし、もって文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。」と明記している。

開学の祖である香川昌子は、瀬戸内海沿岸の鉱工業地としてスタートした宇部村で、教育を求める若い年代の女子に、手に職を付ける裁縫の技を磨く教育と、女性として、また妻として生きていく上での教養の大切さを強調し、教育実践に邁進した。単に実用的な知識や職業教育のみを追求するのではなく、精神的にも、社会的にも自立した心豊かな自由な人間の育成に努めた。香川昌子の教育姿勢と教育精神は、戦後期の香川学園を構成する香川高等学校や宇部短期大学にも時代を越え連綿と受け継がれてきた。

平成14年4月、宇部フロンティア大学の開設に当たり、生活技術の習得と教養の大切さを重視した、当時としては時代を先取りした学園創始者の教育精神を「人間性の涵養と実学の重視」という言葉に纏め、これを大学及び本学の建学の精神に据えることになった。この精神には、人間の過去、現在、未来をみつめて人間性の根源を探り、自己啓発に努めること、学術を極めるに当たっては、今を生きる人間や社会に役に立つ実学を大切にすること、つまり高度の実践的能力の育成を重視するという思想が表明されている。

また、本学では、建学の精神を現代風にアレンジし、教養教育と実学教育を推進する方針として、「礼節」「自律」「共生」というキーコンセプトを教育のモットーと定めている。「礼節」とは、清らかな心で人に接すること、「自律」とは自分の主張を持つと同時に、人の考えに耳を傾け、人間関係の基本となるしなやかな心を持つこと、「共生」とは、人間同士、国と国、人間と自然が共に生きること、それには他者や異文化を受容できる柔軟で優しい心が求められることを意味している。建学の精神は本学の教育目的、教育理念等を明確に示しているといえる。

建学の精神についての学生、教職員及び学外への周知は、以下の方法で広く詳細に広報することを念頭に置いている。

①オリエンテーションでの周知

それぞれの学科において、学期はじめのオリエンテーションで、学科教育目標に先だって建学の精神・教育理念を担当教員が学生に説明している。

②印刷物等による学内外への周知

本学の正面玄関廊下及びA棟 5階大会議室に、建学の精神「人間性の涵養と実学の重視」という扁額が掲示され、学生、教職員はもとより、来客者も日常的に目にすることができるようになっている。また、卒業式、入学式のパンフレットの中にも「人間性の涵養と実学の重視」という言葉が印刷されている。新入生に配付する「キャンパスライフガイドブック」の巻頭に、建学の精神の由来、その意味等を記した文章を掲載している。さらに、本学ホームページ、大学案内などを通じて建学の精神の周知を図っている。

なお、建学の精神は学生や教職員だけでなく、香川学園の理事や評議員にも共有されている。

〔区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している〕

<現状>

(1) 高大連携事業

高大連携の趣旨は、本学の教育・研究に触れる機会を提供することにより、高校生の学習意欲の向上や将来のキャリアデザインに貢献することである。具体的には、平成28年度に、近隣の山口県立宇部西高等学校との間に高大連携協定を結んだ。連携内容は、高校生が本学で開講している教養教育科目の授業を受講し合格すれば、高校は単位互換を行い卒業単位として認定するものである。一方、本学は、単位取得した高校生が卒業後本学に入学すれば、既修得単位として本学の卒業単位として認定するものである。開講科目は、1年前期の本学の教養教育科目「食生活と健康」「情報機器の操作」、後期の「子どもの成長と発達」「生活と情報」の計4科目。高校生はそれらを受講し、単位認定を行う仕組みである。

(2) 公開講座等

| | |
|--------|---|
| 体験型食講座 | 藤山地区の60歳代以上の方を対象に、地域で元気に暮らしていくための食育講座を開催した。参加者には事前アンケートを行い、開催テーマ、調理実習のメニュー、食生活アドバイスの内容等について、栄養指導実習Ⅰの授業の中で計画・準備した。 日時：令和元年7月18日（木）10：40～13：00 場所：調理実習室 テーマ：これからも地域で元気に暮らしていくために食生活で気をつけたいこと 実習メニュー：主食 ごはん、主菜 蒸し鶏 副菜 キャベツの酢の物 かぼちゃの煮物 汁物 豆乳味噌スープ 紹介メニュー：牛乳寒天 ヘルシー酢豚風 参加者：藤山校区在住で50歳以上の方 28名 学生はアドバイス企画班、アドバイス実施班、クッキング企画 |
|--------|---|

| | |
|--|------------------------------|
| | 班、クッキング実施班に分かれて計画から実施までを担った。 |
|--|------------------------------|

(3) 受託事業等

| | |
|---------------|---|
| 宇部市学童保育人材育成研修 | <p>受託：平成 27 年度～ 委託者：宇部市</p> <p>宇部市内に勤務する放課後児童支援員を対象にした研修会の実施。保育学科が中心となって事業を行っている。令和元年度は 9 月から 11 月にかけて全 5 回実施。受講者数は 55 名であった。</p> |
|---------------|---|

(4) 協定締結等による事業

| | |
|-----------------------------|---|
| 丸久株式会社との共同開発（平成 25 年度に協定締結） | <p>消費者の健康ニーズに沿った弁当の開発を目的に平成 25 年度より取り組んでいる。令和元年度は栄養バランスに加え野菜量、食塩相当量に配慮した「おいしさ満載うべ短弁当」を学生と共同開発・商品化して、山口県内の丸久・アルク各店で販売した。</p> <p>販売期間：令和元年 11 月 19 日～11 月 30 日</p> <p>本活動は食物栄養ゼミとして取り組み、学生は本学科で学んだ知識を集約して臨んだ商品考案から商品化のプロセスを体験することで、実践力習得につながった。</p> |
| 周南市との連携事業（平成 26 年度に協定締結） | <p>周南市の 6 次産業化と地産地消の推進を目的に、周南市の特産品を使った料理等の考案等について平成 26 年度より取り組んでいる。</p> <p>令和元年度は周南市特産品のトマトと鹿野高原豚を用いた料理『しゅうなん豚トマバーガー』を考案し、商品化に向けた取り組みを行った。本活動は食物栄養ゼミとして取り組み、学生は料理考案から商品化への一連の過程を経験することで、実践力習得につながった。</p> |

(5) 地域交流事業

| | |
|------------|---|
| 藤山ドリームコーラス | <p>毎月 2 回、地域の高齢者を対象としたコーラスの指導を行っている。</p> <p>会員：約 35 名 練習日時：各月、第 2.4 週火曜日 13 時～14 時半 練習場所：藤山ふれあいセンター</p> <p>活動：毎年 11 月に開催される「藤山ゆめ音楽祭」で発表。</p> <p>令和元年度、ドリームコーラス発足 10 年を迎え、練習会場のふれあいセンターにて地域の方々をお招きして、演奏会を開催した。高齢者施設への慰問も行っている。いろいろなジャンルの曲を簡単な二部合唱でハーモニーを楽しんでいる。最近は混声三部、四部合唱にも挑戦している。</p> |
|------------|---|

| | |
|--|--|
| <p>スポチャレ祭 2019 (ニュースポーツ フェスティバル& 体力測定)</p> | <p>主催：宇部市スポーツ推進委員協議会（共催：宇部市／協力：宇部市レクリエーション協会・宇部フロンティア大学短期大学部・NPO 法人 Goppo ええぞなクラブ） 日時：令和元年 10 月 14 日（月・祝）10 時～15 時 30 分 ちゃれんじエンジョイコース・ちゃれんじ体力測定コースの補助として、学生 19 名と本学科教員参加</p> |
| <p>HappyTogether 2019 ～障害者 の祭典～</p> | <p>Happy Together2019～障害者の祭典～実行委員会（共催：宇部市障害者ケア協議会） 日時：令和元年 9 月 28 日（土）13 時 30 分～16 時 障がいのある方のステージ発表や講演を聴講。学生 7 名と本学科教員参加</p> |
| <p>第 9 回藤山ゆめ音楽祭</p> | <p>藤山ゆめ音楽祭実行委員会が主催し、地元藤山校区の幼児からシルバー世代まで多様な層の人々が参加している。令和元年度は 2 年生の学生有志 5 名がリコーダーアンサンブルで参加した。</p> |
| <p>NPO 法人おひさま生活塾公開講座 「障害のある子どもの意思決定を支える」</p> | <p>NPO 法人おひさま生活塾（共催：宇部フロンティア大学短期大学部）シンポジウム「日常の生活の中で“子どもの意思を尊重する”とは」において、コーディネーターとして保育学科教員参加。</p> |
| <p>第 14 回・第 15 回 パラスポーツレクリエーション</p> | <p>主催：宇部・山陽小野田・美祢地域パラスポーツレクリエーション実行委員会（共催：宇部フロンティア大学短期大学部） 日時：令和元年 6 月 9 日（日）／11 月 10 日（日） 9 時 15 分～11 時 45 分 障がい者スポーツを楽しむ参加者のサポートとして、合計約 80 名の学生（保育学科・食物栄養学科）と本学科教員参加</p> |
| <p>第 6 回スポ・レクひろば</p> | <p>主催：山陽小野田市レクリエーション協会 日時：令和元年 6 月 23 日（日）10 時～15 時 遊びのコーナーにおいて、学生創作の遊び（タイトル：「うべたん運動会 in 令和）を提供。学生 21 名と本学科教員参加</p> |

(6) ボランティア活動等

| | |
|----------------------|---|
| <p>つくしまつり</p> | <p>主催：児童発達支援センターうべつくし園 遊びのコーナーを担当。学生 19 名と本学科教員参加</p> |
| <p>サマー・キャンプ・スクール</p> | <p>主催：山口県キャンプ協会 日時：令和元年 8 月 16 日（金）～18 日（日）2 泊 3 日 子どもたちのグループのサポートの学生ボランティアとして、学生 1 名参加</p> |
| <p>クリスマス会</p> | <p>主催：藤山地区母子推進委員</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| | 日時：令和元年 12 月 6 日（金） クリスマス会にちなんだ活動（うたあそび・親子ふれあいあそび・制作あそび）を担当し、学生 6 名と本学科教員参加 |
| クリスマス会 | 主催：西宇部地区母子推進委員 日時：令和元年 12 月 7 日（土）9 時～11 時 クリスマス会の遊び（大型絵本・クリスマスビンゴ大会、クリスマスソング等）担当として、学生 9 名と本学科教員参加 |
| 令和元年度スペシャルオリンピックス日本・山口キャンプ | 主催：スペシャルオリンピックス日本・山口 日時：令和 2 年 2 月 8 日（土）～9 日（日）1 泊 2 日 障がいをもったアスリートの活動補助として、学生 12 名と本学科教員参加 |
| 第 16 くすのきカントリーマラソン | 主催：くすのきカントリーマラソン実行委員会（構成団体：宇部市、宇部市体育協会他） 日時：令和 2 年 3 月 15 日（日）7 時～17 時 ランナーの子どもを預かる託児ボランティアとして学生 7 名参加 |

(7) 各種委員等の委嘱・派遣

| | |
|-------------------------|--|
| 山陽小野田市食育推進会議委員長 | 山陽小野田市の食育を総合的かつ計画的に進めるための「第 2 次山陽小野田市食育推進計画」が策定され、山陽小野田市食育推進会議が設置され、委員長を務めた。 |
| 山口県子育て文化審議会 副会長 | 山口県の子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査や審議等を行う「山口県子育て文化審議会」の副会長とともに、同審議会の下に置かれた幼保連携型認定こども園の設置等を審査する幼保連携型認定こども園部会の部会長を務めた。 |
| 山口県立宇部総合支援学校 学校運営協議会 会長 | 地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する制度である学校運営協議会制度の下で、山口県立宇部総合支援学校の運営のために設置された同校学校運営協議会の会長を務めた。 |
| 宇部市社会教育委員会 委員長 | 宇部市の社会教育に関し、教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画の立案、課題の検討、研究調査を問う行う宇部市社会教育委員会の委員長を務めた。 |
| 宇部市 小中一貫教育推進協議会 委員 | 宇部市の公立小中学校の一貫教育の計画・推進について協議する宇部市 小中一貫教育推進協議会の委員を務めた。 |

| | |
|------------------------|---|
| 宇部市コミュニティ・スクール推進協議会 委員 | 宇部市における各コミュニティ・スクールの取組を充実・発展させるとともに地域協育ネットの推進を図るための組織として設置された宇部市コミュニティ・スクール推進協議会の委員を務めた。 |
| 宇部市立藤山小学校 学校運営協議会 会長 | 宇部市立藤山小学校の協働運営のために設置された同校学校運営協議会の会長を務めた。 |
| 宇部市障害者差別解消支援地域協議会会長 | 障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行う宇部市障害者差別解消支援地域協議会の会長を務めた。 |
| 宇部市教育委員会 教育委員 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、宇部市の学校教育、社会教育、人権教育などの教育に関する事務を担当する執行機関の委員を務めた。 |
| 宇部市子ども・子育て審議会会長 | 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議等を行った。 |
| 宇部市教育支援委員会委員 | 宇部市の障がいのある児童生徒等に対する早期からの教育に関する相談、及び支援並びに就学に関する指導、就学後の適切な教育、その他の必要な教育の充実を図ることを趣旨とした委員会である。学識経験者として委員を務めた。 |
| 宇部市文化振興まちづくり審議会委員 | 宇部市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する事項について調査し、審議する役割を審議会委員として勤めた。令和元年度は「文化振興ビジョン(第二次)」「UBE アートフェスタ 2019 について」「創造都市ネットワーク日本「現代芸術の国際展部会 in 宇部」について」「(仮称) UBE アートコミュニティ組織の設立について」などを審議した。 |
| 宇部市芸術祭運営委員 | 宇部市の市民の文化意識の向上と発表の場となる芸術祭開催に際して「絵画・彫刻部門」の運営委員として企画運営に指導・協力に務めた。 |
| 宇部中央高等学校 学校運営協議会委員 | 宇部中央高等学校の学校運営基本方針等について学校と地域が一体となった特色ある学校づくりを進めるための協議を行った。 |
| 藤山校区社会教育推進委員 | 藤山校区における社会教育および地域の特性を活かした地域づくりを進めるとともに、地域と学校の連携・協働体制を強化することを目的とした推進委員を務める。 |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>宇部市社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会 委員</p> | <p>宇部市社会福祉協議会における法人評議員の選任・解任について検討する委員会の委員を務めた。</p> |
| <p>山陽小野田市子ども・子育て協議会 会長</p> | <p>子ども・子育て支援法に基づいて策定した「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、山陽小野田市における子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に実施していくために、山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画の見直し・検証に関する協議や同市における子ども・子育てに関する事業の実施のための協議等を行う山陽小野田市子ども・子育て協議会の会長を務めた。</p> |
| <p>山陽小野田市教育に関する事務の点検及び評価会議 委員</p> | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う山陽小野田市の評価会議の委員を務めた。</p> |
| <p>伸宏保育園評議員</p> | <p>伸宏保育園の評議員として、保育園職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を把握すると共に、問題点等を指摘する。</p> |
| <p>山口市人権教育推進委員会会長</p> | <p>『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』の実現に向けて、家庭、地域、職場、学校などにおいて、市民、PTA 及び地域人権学習推進組織等と連携しながら、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」、「山口市人権推進指針」等を踏まえ、人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するために山口市人権教育推進委員会が設置され、会長を務めた。</p> |
| <p>山口市協働のまちづくり推進委員会 副会長</p> | <p>「山口市協働のまちづくり条例」の適切な運用等について、意見や提言を行い、また、山口市の地域づくりについて検討を行う「山口市協働のまちづくり推進委員会」の副会長を務めた。</p> |
| <p>山口県障害者芸術文化祭審査委員</p> | <p>障害者の社会参加を図り、障害のある人とない人とのより一層の交流を深めるとともに、芸術の質の向上を目的とした芸術祭において、「絵画」部門の審査にあたった。</p> |
| <p>山口県美術展覧会運営委員</p> | <p>総合的な美術文化の普及と振興を図ることを目的として、「つくる・みる・ささえる」の創造的調和をテーマに、山口県立美術館において開催する山口県美術展覧会の運営委員として、企画運営に助言した。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| 山口県福祉サービス運営適正化委員会 苦情解決部会長 | 山口県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会において、福祉サービスについて利用者等からの要望・苦情を受け付け、解決に向けて助言や調査・あっせんを行う苦情解決部会の部会長を務めた。 |
| 児童福祉月間標語及び絵画選考委員 | 「やまぐち子育て県民運動」の一環として、5月に「児童福祉月間」と定め、この普及に標語と絵画を募集している。県内幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生を対象に、子どもたちが未来に夢と希望を持ち、健やかに幸せに育まれることを願った応募作品の審査を担った。 |
| 障害者文化芸術作品等調査・発掘事業評価委員 | 2018年「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じた障害のある方の個性と能力の発揮や社会参加の促進に向けた取り組みが進められており、山口県においても2019年度から県内の障害福祉サービス事業所等における活動の実績を把握するとともに、優れた作品・作家を発掘し、広く県内外に発信することを目的に、調査・発掘事業に取り組んだ。 |

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

(1) 建学の精神

建学の精神、教育のモットーは、ただ表明・周知すればよいというものではない。周知と理解は必ずしも一致しないからである。周知は知る前提ではあるが、より大切なのは、その意味、内容の理解である。学生にどの程度、建学の精神が浸透し、日々の学生生活に活かされているか。この点になると疑問が出てくる。学生に対してさらに分かりやすい説明に心掛けるとともに、理解度を継続的に点検する必要がある。また、教員自身が本学の建学の精神や教育理念をどれだけ意識し、授業その他の場面で学生とかかわっているのかについても確認が求められる。

(2) 地域貢献

<保育学科>

今年度はキャンパス移転に伴う業務負担から地域貢献活動への悪影響が懸念されたが、「あそびうたコンサート」の中止を除けばおおむね従来どおりの活動を行うことができた。

多忙な学内業務の中で如何に継続して活動に参加、または実施するかが課題である。高等教育機関として、宇部市をはじめ、行政や地域の活動団体からの期待は大きく、そうした依頼に真摯に答えていくことが地域社会からの信用・信頼を得ることや、ひいては学生募集につながる可能性もあり、いったん生まれた交流が途絶えないようにするための方策が求められる。

〈食物栄養学科〉

体験型食講座は平成 27 年度から実施しており、参加者から好評を得ていることから継続性を持たせて取り組みたい。また、学生にとっては栄養士としての実践力を習得する機会となっている。

いずれの連携事業も数年前より継続して行っているものである。主担当の教員を設け食物栄養ゼミの一環として取り組むことで学生の実践教育につなげている。現在は事業が遂行できているが、今後の課題として、教員の異動等が生じた場合の引継ぎ、学生の関わり方等があげられる。

学外からのボランティア派遣要請があった場合、対応できる体制を整えておきたい。一方で、学生に対しボランティア精神を育む働きかけが必要である。

〈特記事項〉

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<現状>

<保育学科>

学則第 1 章総則（目的及び使命）第 1 条第 2 項に、「保育学科は、保育と福祉、教育の視点から人々の健全な成長・発達に貢献できる人材の育成を目的とする。」と明示している。

学科の人材育成目的（教育目的）を実現するため、社会性豊かな人間力を有し、教養を持ち、その上に保育者としての知識・技能を備えた人材の育成、さらに複雑化・多様化する現代社会の中で、様々な現代の子育てニーズに的確に対応できる力を育み、保育・幼児教育現場だけでなく、子どもに関する様々なフィールドで活躍し、即戦力となる人材の育成を目指している。

平成 26 年度より、「社会人としての基本的態度と保育の専門知識・技術を身につけ、他者との協働を通して自らを活かし社会に貢献できる人材」の育成を学科の教育目標として明示している。

学生が身に付けるべき知識・技能等を、具体例を含め示せば、以下のとおりである。

◎社会人としての基本的態度（一定レベルの教養がある。挨拶、礼儀、マナーをふまえ子どもや同級生だけでなく、様々な年代の人と関われる）

◎保育の専門知識・技術（今の社会の子どもと家族のニーズを理解し、保育者に必要とされる基本的知識・技術を有すること。倫理綱領に対する理解）

◎他者との協働を通して自らを活かす（他者のことに興味を持って行動できる。他者と協力できる。他者と協働する中で自己の役割を見出して貢献できる。誰かから指示されるのをただ待つのではなく、何かすることはないかと自らアプローチしていける）

これらの目標は、入学時のオリエンテーションで説明するとともに、学科要覧、ホームページ、高校生向け説明資料等を通じて公表し、周知を図っている。

<食物栄養学科>

「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神を踏まえ、学則第 1 章総則（目的及び使命）第 1 条第 3 項に、「食物栄養学科は、栄養と食の視点から人々の健康の保持と増進に貢献できる人材の育成を目的にする。」と明示している。

上記の人材育成目的（教育目的）を実現するため、「人が健康な生活を送るために、健康のあり方を栄養と食の視点から学習し、様々なライフスタイル・身体状況にある人々の健康の保持・増進のために食生活の側からサポートできる総合的能力を持ち、人間性豊かで、即戦力となる『栄養士』の養成」を目指している。具体的には多様な専門科目を通して、人の身体における「栄養」の役割を理解し、「食」に関する専門知識を深め、健康的な生活を実践する方法を習得する。2 年間の学習の成果は、教育内容や方法（カリキュラムポリシー）に対応させたディプロマポリシーとして示し、入試説明会等において詳しく説明している。学びの内容・方法や学習成果については、社会が求めている栄養士の役割の変化等をも考慮しながら、受験生や入学生により理解しやす

い内容となるよう学科内において定期的に検討を行っている。

教育目的・目標はキャンパスライフガイドブック、およびホームページに示しており、前期・後期開始時の学科オリエンテーションにおいて学生に説明し周知を図っている。

[区分 基準 I-B-2 学習効果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

<現状>

〈保育学科〉

「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神を踏まえ、「社会人としての基本的態度と保育の専門知識・技術を身につけ、他者との協働を通して自らを活かし社会に貢献できる人材」の育成を教育目標として掲げ、保育者に共通に必要なとされる基本的理論や技術の習得と様々な現代の子育てニーズに対応できる力を兼ね備えることを学習成果として目指している。これらのことは「学科要覧」に記載し学生への周知を図っている。個々の授業科目レベルではシラバスに到達目標を明示し受講者に説明している。学習成果の点検・評価については、学生に対しては各学期末に履修カルテを作成させることで学生各自が学びの自己評価を行い、一方教員側は日頃の学習状況と保育実習・教育実習の実習先からの評価、日誌等の提出物の内容及び実習視察時の所見等を加味しながら学生各自の保育者としての課題を整理し、個別指導にあたっている。

〈食物栄養学科〉

「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神を踏まえ、「人間性豊かで、即戦力となる栄養士」の養成を教育目標として掲げ、栄養士業務である給食管理、栄養指導、栄養管理に必要なとされる知識・技術の習得を学習成果として目指している。

学習成果はディプロマポリシーとして、「栄養士として必要な基礎知識と技術、および大量調理に対応できる調理技術と応用力を習得している」、「食品の栄養成分特性を知り、消化吸收を高める調理加工特性を習得している」、「栄養学の知識・理論に基づく食事計画および食事提供ができる」、「食の視点から、ライフステージや身体状況に応じた健康づくり支援ができるようになる」、「食と健康の専門家として、地域や福祉・医療・食品産業などの組織の中で、周囲と連携・協力して仕事を進めることができる」の5項を示している。シラバスに各科目の到達目標を明示することで学生への周知を図っている。

学習成果の評価については、定期試験の単位修得状況、栄養士資格取得状況、全国栄養士養成施設協議会が実施する全国栄養士実力認定試験による全国统一基準を参照して客観的に評価している。栄養士資格取得状況、卒業後の進路についてはホームページ、入試説明会等で公表している。学習成果の修得状況については、継続的に点検・検討を行い、学習指導やカリキュラム改善に反映すべく努めている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している>

<現状>

基礎学力や基本的な生活技術の習得が不十分な学生が少なくない中、2年間という限られた期間の中でいかにより効果的な教育を行い、学習成果を獲得させるかが大きな課題である。そのために卒業認定・学位授与の方針、教育課程・編成の方針、入学者受け入れの方針を早急に検討し、見直しを図る必要があった。

そこで、平成28年度に入り教学マネジメント委員会を中心に三つのポリシーの見直し作業を行った。卒業認定・学位授与の方針、教育課程・編成の方針については文部科学省が示す「学士力」の4項目に沿った形で整理し、入学者受け入れの方針については求める学生像、入試選抜、入学前教育の3項目についてまとめた。改定された短期大学部全体の三つのポリシーは以下のとおりである。各学科の三つのポリシーは、[基準Ⅱ-A-1～3]の項に示す。(平成29年3月2日策定、平成29年4月1日施行)

<卒業認定・学位授与の方針>

基本方針

宇部フロンティア大学短期大学部では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、専門資格の深い知識と技能を、多様な人々の豊かな人生への貢献のために活用し、考え、行動できる人材を育成します。

1. 知識・理解

専門領域を学ぶのに必要な、人と人間生活に関する幅広い教養を身につけている。専門資格を取得するのに必要な知識と技能を修得している。

2. 汎用的技能

情報や知識を収集し、分析した結果を基に論理的に考え、判断し、表現できる。

3. 態度・志向性

他者に配慮し、他者と協調・協働しながら、自らの役割を見出し行動できる。「礼節」「自律」を旨として自身を厳しく律しながら、生涯にわたり自己の資質向上に努めることができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い専門教育科目を学習することによって得た知識や技能を基に、相手の側に立って活用し、考え、行動することができる。

<教育課程・編成の方針>

基本方針

宇部フロンティア大学短期大学部では、ディプロマポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育必修科目に「大学入門」「キャリアデザイン」を開講し、大学で

の学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。教育課程の編成に当たっては、専門資格を取得するために必要な知識と技能が体系的に学べるように科目を配置し、学生が理解できるようなカリキュラムマップを提供する。

2. 学修方法・学修過程

「実学の重視」を念頭に置いて、問題発見・論理的思考・課題解決の能力を育成するよう努める。

グループ単位での能動的学修（アクティブラーニング）や、学内外の実習による体験型学習を取り入れることにより、他者との関わり中で実践的な実務教育が図れるように努める。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的に行います。

<入学者受け入れの方針>

基本方針

宇部フロンティア大学短期大学部では、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜、入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

高等学校までに履修する教科の基本的な内容を理解している人。

日常生活上の問題に興味・関心を持ち、自分で調べて解決しようとする人。

人に対して優しい気持ちを持ち、その人のために行動できる人。

他者と関わりながら、会話を通じて相手を理解し、自分を表現しようとする人。

2. 入試選抜

本学で求める学生像を、推薦入試、AO型入試およびAO型社会人入試において面接と書類審査、一般入試では、学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

入学者受け入れの方針は、ホームページはもとより、オープンキャンパス等の対外的な場において周知を図っている。

全ての入学者選抜において面接を課し、入学者受け入れの方針に基づき評価を行い、合否に反映させている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

(1) 教育目的・目標の課題

〈保育学科〉

教育目的・目標は、保育学科としてどのような保育者を育てるのかという到達点を

示すものであるが、現状では教員間で共有がなされているとは言い難い。まずは教員間の共通理解を図った上で、在学生、受験生に分かりやすい表現で内外に示す必要がある。また 2 年間という限られた時間内で消化すべき学習内容は多岐にわたるためカリキュラムは大変過密にならざるを得ず、学生からすればやや消化不良の感がある。加えて、保育とは子どもに対して行う演示的なものであるというイメージをもっている学生が多く、理論的な学習を忌避する傾向が見られる中、子ども理解の基盤となる知識や技術の習得にはかなりの個人差があるのが実情である。そもそも保育分野に進学する学生は他の分野に比べ相対的に学力、学習意欲の低い者が多い傾向にあり、学習の基本となる読解力や論理的思考力に課題があり、授業内容の理解に苦慮する学生は少なくない。こうした学生の基礎学力の向上や学生間の個人差の大きさに対応する工夫を何重にも積み重ねていく必要がある。

〈食物栄養学科〉

教育目的・目標は、多様な食の現場で人々の健康に関わる専門職として社会に貢献できる人材を養成することであるが、社会の動向に応じて栄養士に求められる業務・役割も変化してきている。本学科が具体的にどのような栄養士の育成を目指しているのか、非常勤講師も含めた教員間で養成しようとしている栄養士像の共通理解を深めるとともに、それを学生にわかりやすく示すことが重要である。

教育目的・目標が受験生及び入学生に理解され、学習意欲の喚起に繋がり、学生自ら学習の成果が自覚できる教育内容・教育方法の更なる検討が求められる。

(2) 学習効果の課題

〈保育学科〉

学習成果の内容がやや具体性に欠けており、教員間で把握、共有するに至っていない。そのため学生に理解、浸透させることが十分にできていない面がある。このことは学習成果の測定にもつながっており、各教員はシラバスに基づいた学習成果の評価を行っているものの、その評価方法は各個人の基準に委ねられている。実習評価については学科の専任教員全員で行っており、その評価内容は妥当であると考えるが、評価基準の明文化には至っていない。

〈食物栄養学科〉

学科の三方針（DP、CP、AP）について明示しているが、入学生の資質、社会の栄養士への期待を考慮し、さらに協議・検討を重ねる必要がある。専門科目の特性上、一律に評価基準を適応することは難しいが、学習成果をより具体的に示し、学習成果の達成について各教員が共通認識し客観的に評価できる方法の検討が必要である。

(3) 三つの方針の課題

〈保育学科〉

学位授与の方針は学科の合議により平成 26 年度に策定したものであり、学科の教育目標や学習成果に対応している点で内容的には問題はないが、学生への周知が不十分

であり、その方法や頻度についてさらなる工夫が必要である。また学外への周知についても、ホームページあるいは本学科作成学科要覧への掲載も含め検討を進めていく。

基礎学力や基本的な生活技術が身につけていない学生が少なくない中、2年間という限られた期間の中でいかにして保育者として必要な知識・技術・態度を修得させ、教育目標を達成するかが大きな課題である。課題達成のためにも加重になっている教育課程の見直しとともに、教育方法の改善を早急に行う必要がある。また、座学を実学に結びつけるための実習をより効果あるものにしていくため、実習の前段階として保育現場や子どもに触れる機会を設定し、円滑な実習への移行も含め今後検討していく。

各学科の教育の特性や養成する人材の資質に照らして、どのような入学者を求めるとかという点で、現行のポリシーはやや具体性を欠いており、本学が求める人物像は、受験生にとって理解しやすい内容とは言い難い。またこのことは、入学者選抜にも影響を及ぼしており、選抜の方法や受験生の評価に検討の余地を残している。内外への周知の手段・機会とともに再考する必要がある。

〈食物栄養学科〉

平成26年度に策定したディプロマポリシーについては、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーとの整合性を基に内容の検討を継続している。学内外への効果的周知方法の検討が必要である。

教育課程については栄養士に対する社会的評価の変化を踏まえ、多様な入学生の能力に対応できる教育課程の見直し、わかりやすく魅力的な授業科目の編成等が課題である。学科のカリキュラムポリシーやシラバス表記については、学生によりわかりやすい記載方法の工夫が必要である。教育の質向上に向け専門科目間の内容的な重複をなくすとともに、教員相互の授業連携を強化していくことが求められる。

〈テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項〉

特になし。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる]

<現状>

自己点検・評価は「宇部フロンティア大学自己点検・評価に関する規程」に基づき実施している。その作業は同規程により組織された自己点検・評価委員会が中心となる。委員会は大学・短大合同の委員会であり、短大からは学長、副学長、ALO、学生支援センター長、両学科長、総務課長及び事務部長といった各部署の責任者が構成員となっている。

委員会は自己点検・評価に関する方針を定め、それに従い各学科、事務部・学生支援センター、図書館、各委員会単位で自己点検評価が実施される。各部署が行った評価結果は全体的に集約され「自己点検・評価報告書」としてまとめられる。作成した報告書は次年度に向けた課題の確認や行うべき取り組みの根拠として活用を図っている。

平成 27 年度に、平成 31 年度までの 5 ヶ年計画である「中期目標・中期計画」を策定し、教育の質保証に向けた全学的な取り組みを展開している。令和元年度は重点取り組み課題として以下の 7 分野を設定し、各担当部署を中心に計画達成に努めた。

| 分野 | 重点取り組み課題 | 担当部署 |
|---------------------|--|----------------------------|
| (1) 定員確保に向けた取り組み | ・入試広報の実施 ・オープンキャンパスの実施 | 入試・広報委員会 |
| (2) 教育の質向上に関する取り組み | ・栄養士養成の質向上 ・保育士養成の質向上 ・授業改善に関するFD・SD実施 | 食物栄養学科 保育学科 FD・SD委員会 |
| (3) 学生支援の向上に関する取り組み | ・成績不振者への学習支援の充実 ・各種調査 (新入生調査、学生生活実態調査、学習行動調査、学生満足度調査) ・ランチミーティングの実施 | 学生支援委員会 IR部門 学生課 |
| (4) 就職支援に関する取り組み | ・卒業生調査の実施 | 学生生活委員会 |
| (5) 研究に関する取り組み | ・1人1編以上の研究成果の公表 | 保育学科 食物栄養学科 |
| (6) 教職員の質向上に関する取り組み | ・授業改善に関するFD・SD実施 | 学長 |
| (7) 自己点検評価に関する取り組み | ・自己点検評価の実施 | 自己点検・評価委員会 |

各分野の達成状況は以下のとおりである。

| 分野 | 重点取り組み課題 | 達成状況 |
|------------------|---------------------------|--------|
| (1) 定員確保に向けた取り組み | ・入試広報の実施 ・オープンキャンパスの実施 | おおむね順調 |
| (2) 教育の質向上に関する | ・栄養士養成の質向上 | おおむね順調 |

| | | |
|---------------------|--|--------|
| る取り組み | ・保育士養成の質向上 ・授業改善に関するFD・SD実施 | |
| (3) 学生支援の向上に関する取り組み | ・成績不振者への学習支援の充実 ・各種調査 (新入生調査、学生生活実態調査、学習行動調査、学生満足度調査) ・ランチミーティングの実施 | 順調 |
| (4) 就職支援に関する取り組み | ・卒業生調査の実施 | 大幅な遅れ |
| (5) 研究に関する取り組み | ・1人1編以上の研究成果の公表 | おおむね順調 |
| (6) 教職員の質向上に関する取り組み | ・授業改善に関するFD・SD実施 | 順調 |
| (7) 自己点検評価に関する取り組み | ・自己点検評価の実施 | 順調 |

平成27年度からの「中期目標・中期計画」は令和元年度末をもって5年の計画期間を終了した。この間、大学の諸活動を「教育」「研究」「地域貢献・国際交流」「情報発信」「業務運営の改善および効率化」「財務内容の改善」「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供」「その他業務」の8つに分類し、分類ごとに具体的な中期計画(152項目)を立て、それぞれの計画に対して単年度ごとに計画を立て実行してきた。平成30年度は、それまでの各項目の達成状況をふまえて約30項目を抽出、さらにそれらを整理統合して13項目の重点取組課題として年度計画を立てて取り組んだ。最終年に当たる令和元年度はさらに11項目に絞り込んだ重点取組計画を立てて取り組んできたところである。

その結果、教育の質の改善及び内部質保証を進める態勢の整備などにおいて成果が見られたが、入学定員の充足、研究活動の活性化、財務状況の改善など未達成の計画もあり、次期中期計画でのさらなる取り組みの強化が必要と総括した。

[区分 基準I-C-2 教育の質を保証している]

令和元年度事業計画のうち教育の質向上に関する項目は①栄養士養成の質向上・保育士養成の質向上、②授業改善に関するFD・SD実施の2項目である。これら計画は下記に示すスケジュールに則って管理され、10月の中間報告を経て2月に達成状況を評価し、次年度の計画につなげるPDCAサイクルを活用している。

令和元年度事業計画の実施及び進行管理 スケジュール

| | |
|------|--|
| 4月 | 第1回自己点検・評価委員会の開催 令和元年度の重点取り組み課題、進行管理の方法について協議 |
| 5～6月 | 各担当部署において年度計画の作成・提出 学部においては、教授会の審議を経て提出(取り組みの周知のため) |
| 7月 | 第2回自己点検・評価委員会の開催 各担当部署から提出された年度計画を集約 進行管理のスケジュールについて協議 |

| | |
|-----|---|
| 9月 | 各担当部署における年度計画の進行状況を提出 学部においては、教授会の審議を経て提出（取り組みの周知のため） |
| 10月 | 第3回自己点検・評価委員会の開催 各担当部署から提出された年度計画の進行状況を集約 必要に応じて、取り組みの改善を指示 |
| 2月 | 各担当部署における年度計画の達成状況（3月末での見込みも含む）を提出 学部においては、教授会の審議を経て提出（取り組みの周知のため） |
| 3月 | 第4回自己点検・評価委員会の開催 各担当部署から提出された年度計画の達成状況を集約 次年度の重点取り組み課題の設定 |

〈保育学科〉

保育学科では以下の3項目を平成30年度の重点目標として保育士養成の質向上を図った。

①学習成果を測定し可視化するための仕組みを構築する。

・平成30年度より短期大学評価基準に「学習成果を測定する指標の明記」が盛り込まれたことをふまえ、ディプロマポリシーとの関連から学習成果を把握する仕組みを構築する。

②実習現場との意見交換を通して実習教育の質向上に向けた課題を整理する。

・施設実習懇談会を開催し、福祉施設との情報共有を図るとともに、より効果的な実習の実施に向けた課題を整理する。

③入学前教育の充実

・従来実施してきた入学前課題の提示、ピアノの個別指導に加え、入学後により円滑な学習を開始するため入学前教育プログラムを拡充する。

【各項目の進捗状況】

①学習成果を測定し可視化するための仕組みを構築する・・・大幅な遅れ

後期より保育学科WGのもとで今後の新カリキュラム等についての検討が開始されたこともあり中断した状態である。今後の方向性に一定の目処が立った上で検討を開始したい。

②実習現場との意見交換を通して実習教育の質向上に向けた課題を整理する・・・順調

令和元年6月に施設実習懇談会を開催した。今日の学生の実態を前に実習現場も試行錯誤していることを再確認し、活発な意見交換を通して福祉施設との関係構築につなげることができた。

③入学前教育の充実・・・大幅な遅れ

〈保育学科〉

入学前教育は、昨年度移転のため実施を断念した音楽レッスンを再開、加えて新た

に入学前ガイダンスを企画し、保育学科の学習内容や実習についての説明とともに、勉強のしかたについてもレクチャーを実施することとした。結果的には、新型コロナウイルスの感染防止のためガイダンスは中止となったが、次年度開催に向け準備したい。

〈食物栄養学科〉

1. 3 資格（栄養士、フードスペシャリスト、フードコーディネーター3 級）養成課程の検証と改善の取組

過去 5 年間の卒業時資格取得率は、栄養士 96%、フードスペシャリスト 35%、フードコーディネーター3 級 49%であった。栄養士養成指定校であることから栄養士資格はほぼ全員取得で、フード 2 資格はそれぞれ 1/3 以上が取得している。栄養士にプラスする資格としてのフード 2 資格は有効であると考えられる。

3 資格のカリキュラムの検証と改善に関して、開設科目および単位数は各規定に則ったもので、必要最小単位数に対し栄養士資格は 2 単位、フードスペシャリスト資格は 2 単位（栄養士資格と共通科目）多く設定している。フード 2 資格の履修状況をみながら単位数見直しを検討していきたい。

2. 栄養士実力認定試験の成績向上への取組－全員が B ランク以上をめざす－

2 年次 9 月下旬より受験対策講座（全 10 回）を開始した。初回模擬試験において成績が不良の学生に対し苦手科目の補習を試みた。

試験結果は、全員が B 評価以上という目標は達成できなかったが、前年度よりも A 評価が 16%増加し C 評価が 2%減少、結果的に B ランク以上は微増した。前年度から取り入れた成績不良学生に対する個別指導は有効だと考え、今後も継続していきたい。

3. 社会人基礎力、実技試験等による学習成果を測定する仕組みの構築・実施

社会人基礎力を測定する仕組みの構築・実施では、社会人になるための進路決定（就職）チェックシート（社会人基礎力 3 つの能力・12 の能力要素をアレンジ：人間性、生活習慣を加えた 5 つの能力・12 の能力要素）を作成し、1 年生、2 年生に対しアンケート調査を実施した。データ集計・分析の結果、チームで働く力・状況把握力において 1 年生よりも 2 年生において有意に高い結果が得られた。12 の能力要素と生活習慣との関連についても相関がみられた項目があり、生活習慣を含めた日常行動の指導が社会人基礎力習得に重要であることが把握できたことから、今後も調査を重ねていき学生指導に役立てたい。

実技試験等による学生成果を測定する仕組みの構築・実施では、栄養士の専門性である献立作成能力に着目し、献立作成に関するアンケート調査（1 年生：7 項目、2 年生：9 項目）を実施した。データ集計・分析の結果、献立作成能力習得には調理頻度との関連、献立作成経験（校外実習での対象別献立課題、2 年次科目）が関連していることが把握できた。今後も調査を重ねていき、献立作成能力習得のための学習プログラム構築につなげたい。

<区分 基準 I -C 内部質保証の課題>

(1) 実施体制の課題

自己点検・評価報告書の作成を如何にして教育の質向上をはじめとする業務改善に結びつけるかが課題である。本学では平成 27 年度より 5 ヶ年計画の「中期目標・中期計画」を策定し、PDCA サイクルを回す仕組みを構築してきた。しかし、そのことと自己点検・評価報告書の作成にかかる作業とが十分に連動しておらず、ともすると報告書の作成自体が目的になってしまい、十分な活用に至っていない面がある。

(2) 教育の質保証の課題

教育課程の整合性・体系性を目指し、授業科目内容間の重複の精査や開講時期の見直し、またカリキュラムのスリム化（特に保育学科）が当面の課題である。また学生の能動的学習意欲を高めるために、アクティブラーニングの推進に向けた方策の検討も求められる。多様な学生を受け入れている中、入学直後から個々の学生に相応した個別支援を充実させ、学習面、心身の健康面、生活面等、多面的視野から支援を行う必要があり、そのための支援体制の整備が急務である。

<区分 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(1) 建学の精神

建学の精神は確立されており、それをより分かりやすく現代風にアレンジした教育のモットーも定められている。それらは様々な機会を通じて周知が図られているが、実際学生にどの程度理解されているかは未知数である。そこで、それらをより分かりやすい形で学生に周知するため、1、2 年生ともに前後期のオリエンテーション時に学びの進捗や状況等を勘案し、建学の精神の意味と価値等を繰り返し説明する体制を整える。

本学の建学の精神は、今日の先行き不透明な時代にあっても、短期大学の精神・理念として普遍性と合理性を有するものであると確信している。ここで大切なのは、その精神の内容を学生がどれだけ理解し、勉学を含む学生生活の中でどれだけ活かしているかである。建学の精神等の周知は通常、入学当初のオリエンテーション時に集中している。建学の精神の内容やそこに含まれている理念などを理解するには繰り返し説明する機会が不可欠となる。そこで、1、2 年生に対し前後期のオリエンテーション時に学びの進捗や状況等を勘案し、建学の精神の意味と価値等を繰り返し説明する体制を整える。

(2) 地域貢献

<保育学科>

地域の保育に関するニーズをもとに、子ども・子育て領域に関する公開講座の開催に向け立案を進める。キャンパス移転、新型コロナウイルス感染拡大防止のためやむ

なく中止となった「あそびうたコンサート」については継続的な開催を目指して取り組んでいく。

保育に限らず、レクリエーションや障がい者スポーツ等といったさまざまな分野の団体との連携は、資格取得者の養成校としても、実践的な学びの場としても大変重要なものとなっている。こうした活動を今後も継続的行なっていくためには、活動に関する学科内での理解と情報共有が必要であると考えます。

〈食物栄養学科〉

食の専門家を養成する課程であることから食に関わる情報発信は可能であるが、新たな事業を組入れるには時間的・物理的に困難を極める。このことから、学科行事や学生の学習活動等を活かした企画を考えたい。

地域に根ざした短期大学の使命として地域や外部組織との連携は必須である。しかし、継続させるためには新たな発想や企画が求められる事業もあり、教員の負担にもなりかねない。継続を含め今後の事業運用をしていくためにも、学科内及び関連組織との情報交換と連携がより求められてくる。

(3) 教育の効果

令和元年度に教学マネジメント委員会において策定した「3つのポリシーに関するアセスメントポリシー」に基づき、IR部門が各種データを検証した結果、「3つのポリシーの見直し」が重点取組課題として挙げられた。具体的には、教育理念に始まり教育目的、教育目標、ディプロマポリシーと続く、本学の教育に関する一連の記述が、本来上から下へとブレークダウンしていく階層構造をなしていなければならないものが並列的な記載に留まっているため、明確に区分する必要があるということである。そこで今年度は教育目標を明記するとともに、ディプロマポリシーの見直しを行った。改定した内容は以下のとおりである。

【教育目標】

〈保育学科〉

- 1.人の成長と発達を総合的に理解する力を育成する
- 2.子どもの人権を尊重し、子どもをとりまく環境を適切に整えるために必要な力を育成する。
- 3.保育者としての倫理観に基づき行動する態度を涵養する。
- 4.保育・教育の専門性に鑑み、自らの課題を探究する態度を涵養する。

〈食物栄養学科〉

- 1.栄養と食に関して幅広く理解する態度を涵養する。
- 2.専門知識に基づいた実践力・応用力を育成する。
- 3.人と協力し合い、質向上を目指し、学び続ける基礎を培う。
- 4.論理的思考力を身につけ、課題を解決できる力を育成する。

【ディプロマポリシー】

〈保育学科〉

- 1.保育の基盤と社会的意義についての理解
 - ・保育の本質と目的について理解している。
 - ・保育に関する基本的知識を修得している。
 - ・子どもの成長と発達に関する知識を理解している。
- 2.保育者としての実践力の獲得
 - ・保育内容をふまえた基本的な表現技術を適切に用いることができる。
 - ・子どもへの適切なあそびや養護の技術が身についている。
- 3.保育・教育職としての意識と姿勢
 - ・チームワークを大切にし、他者と協調・協働して行動できる。
 - ・自身を振り返り省察し、ものごとを探求し続ける姿勢が身についている。
- 4.習得した知識・技能を用いた保育実践の総合的な展開
 - ・子ども一人ひとりの生活や発達過程に応じた援助を考えることができる。
 - ・保育者としての責任感と倫理観をもって行動することができる。

〈食物栄養学科〉

- 1.幅広い学びに基づく知識と技能
 - ・人の生の営みが自然の恩恵の上に成り立っていることを理解し、自分以外の他者や自然に対して、感謝の気持ちを持つことができる。
 - ・栄養士として必要な「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」に関する専門教育科目の知識と技能が身についている。
 - ・食品の栄養成分や調理特性、機能性や安全性など食品に関する幅広い知識と技能が身についている。
- 2.栄養士としての実践力と応用力
 - ・栄養士として働くにあたって必要な技能と応用力（献立作成、調理及び給食管理など）が身についている。
 - ・対象者のライフステージや身体状況に応じた健康づくり支援をすることができる。
 - ・食品の流通や安全性、並びに食品成分の栄養特性や機能性などの食品に関連する基本的実験技能が身についている。
- 3.生涯学び続ける姿勢
 - ・人と積極的にコミュニケーションを図り、協力して作業に取り組み、計画を進めることができる。
 - ・食の専門家であり続けるために、生涯にわたって新しい知識と技能を身につけながら、自己の資質向上に努めることができる。
- 4.課題解決をする力
 - ・幅広い専門教育科目を学習することによって得た知識や技能を基に、主体的な研究活動やフィールド調査に取り組み、その結果をまとめることができる。

改定した教育目標、ディプロマポリシーは令和 2 年度より適用する。ホームページや「キャンパスライフガイドブック」に掲載し周知を図ることとしている。

(3) 内部質保証

令和2年3月に「内部質保証方針」を策定した。これは本学がその使命・目的達成のため、教育研究の内容及び水準について自ら点検評価し改善に取り組むことと、その成果を積極的に公表するための実施体制を定めたものである。

内部質保証のための組織として、①大学評議会②教学マネジメント委員会③自己点検・評価委員会④FD・SD委員会⑤各学科及びその他の組織を挙げ、それぞれの役割を明記している。また、内部質保証の手続きについても定めている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)を明確にしている。]

<現状>

<保育学科>

基本方針

保育学科では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、保育・福祉・教育の視点から、専門資格の深い知識と技能を、子ども・保護者の側に立って活用し、考え、行動できる人材を育成します。

1. 知識・理解

保育の本質と目的について理解している。

保育に関する基本的知識を修得している。

子どもの成長と発達に関する知識を理解している。

2. 汎用的技能

保育内容をふまえた基本的な表現技術を適切に用いることができる。

子どもへの適切なあそびや養護の技術が身についている。

3. 態度・志向性

チームワークを大切にし、他者と協調・協働して行動できる。

自身を振り返り省察し、ものごとを探求し続ける姿勢が身についている。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

子ども一人ひとりの生活や発達過程に応じた援助を考えることができる。

保育者としての責任感と倫理観をもって行動することができる。

<食物栄養学科>

基本方針

食物栄養学科では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、栄養と食の視点から、専門

資格の深い知識と技能を、相手の側に立って活用し、考え、行動できる人材を育成します。

1. 知識・理解

人の生の営みが自然の恩恵の上に成り立っていることを理解し、自分以外の他者や自然に対して、感謝の気持ちを持つことができる。

栄養士として必要な「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」に関する専門教育科目の知識と技能が身についている。

食品の栄養成分や調理特性、機能性や安全性など食品に関する幅広い知識と技能が身についている。

2. 汎用的技能

栄養士として働くにあたって必要な技能と応用力（献立作成、調理及び給食管理など）が身についている。

対象者のライフステージや身体状況に応じた健康づくり支援をすることができる。

食品の流通や安全性、並びに食品成分の栄養特性や機能性などの食品に関連する基本的実験技能が身についている。

3. 態度・志向性

人と積極的にコミュニケーションを図り、協力して作業に取り組み、計画を進めることができる。

食の専門家であり続けるために、生涯にわたって新しい知識と技能を身につけながら、自己の資質向上に努めることができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い専門教育科目を学習することによって得た知識や技能を基に、主体的な研究活動やフィールド調査に取り組み、その結果をまとめることができる。

学位授与の方針は「キャンパスライフガイドブック」に明示するとともに、ホームページにも掲載して学内外に表明している。また、オープンキャンパス等においては受験生に平易な表現で説明している。食物栄養学科は、言うまでもなく栄養士養成施設として関係法令を遵守した教育を実施しており、学位授与の方針は社会的な通用性を有している。

[区分 基準-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確にしている。]

〈保育学科〉

基本方針

保育学科では、ディプロマポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、

健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育必修科目に「大学入門」、「キャリアデザイン」を開講して、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

教育職員免許法施行規則と児童福祉法施行規則に定める科目を中心にカリキュラムを編成し、子どもの成長や発達についての理解、保育者に求められる専門的な知識・技術及び倫理の修得を図る。

最新の保育・幼児教育・子育て支援の動向に対応し、また保育者に求められるスキルをより深化・拡充させるものとして社会福祉主事任用資格、認定ベビーシッター資格、児童厚生二級指導員資格、レクリエーション・インストラクター資格、公認障がい者スポーツ指導員資格の取得を可能とし、より広い視野と見識を育成する。

2. 学修方法・学修過程

「総合演習Ⅰ～Ⅳ」は卒業必修科目として位置づけ、問題発見、論理的思考、課題解決の能力を育成する。

実習および実習の事前指導・事後指導を重視し、保育現場の役割・機能や子どもの現状、保育の展開方法を体験的に学ぶことで、保育者としての実践力が身につくようにする。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的に行います。

〈食物栄養学科〉

学位授与の方針に対応して以下のとおり定めている。

基本方針

食物栄養学科では、ディプロマポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育必修科目に「大学入門」、「キャリアデザイン」を開講して、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

栄養士法施行規則に定められている教育内容と単位数を満たす科目に加え、食の専門家として必要な最新の知見と技能を養うための体系的なカリキュラム編成とする。

栄養士としての実践力、社会人としての社会力を養うために、学外活動等で地域や学外他組織との連携を図り、知識と技能を身につけることのできる実学を重視したカリキュラム編成とする。

専門教育の理解、学習成果については、全国栄養士養成施設協会「栄養士実力認定

試験」の評価結果により、栄養士として必要な知識・技能を段階評価し、資質向上に向けたカリキュラム編成とする。

2. 学修方法・学修過程

「食物栄養ゼミ」は卒業必修科目として位置づけ、問題発見、論理的思考、課題解決の能力を育成する。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的に行います。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

教育課程は本学が掲げる建学の精神「人間性の涵養と実学の重視」の具現化をめざした学位授与の方針（ディプロマポリシー）に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）となっている。教養課程の編成では初年度教育を重視し1年次に必修科目を開講している。前期「大学入門」では学習方法や社会人としての基礎力を養うこと、後期「キャリアデザイン」では職業意識の形成や就職活動のための具体的な方法を修得することを、目的としている。早期からの就職への動機付けを行い、専門科目の学習意欲が高まることを期待している。

成績評価については各担当教員がシラバスの評価項目、評価基準により評価している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業訓練を実施している。]

〈保育学科〉

保育士・幼稚園教諭の養成をベースに、最新の保育・幼児教育の動向に対応し、保育者に求められるスキルの深化・拡充を目指した授業科目を配置している。さらにはいわゆる卒業研究にあたる「総合演習」を卒業必修として課し、質の高い保育者に求められる問題発見・課題解決能力の育成に努めている。担当教員は各教科目に関する専門性を有した人材を配置し、責任を持って成績評価を行っている。

シラバスには履修に必要な事項を簡潔に記載しており、ホームページ及び冊子により示している。

〈食物栄養学科〉

栄養士法、栄養士養成課程コアカリキュラム、入学生の状況、栄養士の社会的ニーズ等を勘案し、体系的に授業科目を展開している。基礎から応用の繰り返し学習により専門知識の定着を図り、栄養士の理解、校外実習への準備、進路選択の支援を行っている。実学の重視を基に「食物栄養ゼミ」を卒業必修として位置づけ、栄養士に求められる問題発見・論理的思考・課題解決能力の育成に努めている。

成績評価は、シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示され、教育の質保

証に向けて厳格に適用している。

教員の配置は、短期大学設置基準、栄養士法に規定された資格・業績に基づき適正に配置している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

〈保育学科〉

基本方針

保育学科では、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

高等学校までに履修する教科の内容を広く理解している人。

日常のさまざまな出来事に興味・関心を持ち、研究心旺盛な人。

子どもの保育や幼児教育について興味・関心を深く持ち、将来保育士や幼稚園教諭など子どもと関わる分野で活躍したいという熱意のある人。

他者と積極的にコミュニケーションをとり、協調してものごとに取り組む態度が見られる人。

2. 入試選抜

本学科で求める学生像を、推薦入試、AO型入試およびAO型社会人入試においては面接と書類審査、一般入試では学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

入学者受け入れの方針については、入学者募集要項及び大学案内に掲載し周知を図るとともに、入試説明会や出前授業、オープンキャンパス等で分かりやすく受験生に伝達し、理解を求めている。アドミッションポリシーに明記している各学科が求める人物像は、面接を通して尋ねられたり、人物評価として合否に反映されるので、十分に理解し、試験に臨むよう伝えている。全ての入学者選抜において面接を課し、入学者受け入れ方針に基づき評価を行い、合否に反映させている。

入学者受け入れの方針では、入学前教育についても触れている。保育学科では自宅付近の保育所・幼稚園調べ、音楽基礎講座を実施した。入学後の学科での学びへスムーズに移行できるようにすることを意図したものである。

〈食物栄養学科〉

基本方針

食物栄養学科では、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

専門教育科目を学ぶ基礎学力を身につけている人。

食や健康に興味があり、栄養士免許取得を目指している人。

自分の食生活を大切にし、将来に向けた健康づくりが実践できる人。

栄養士として、地域の人々の健康に貢献したいと思っている人。

2. 入試選抜

本学科で求める学生像を、推薦入試、AO型入試およびAO型社会人入試においては面接と書類審査、一般入試では学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

入学者受け入れの方針は、ホームページはもとより、オープンキャンパス等の対外的な場において周知を図っている。全ての入学者選抜において面接を課し、入学者受け入れの方針に基づき評価を行い、合否に反映させている。入学前教育として、計算力の基礎・応用、調理の基本となる軽量・切り方・だしの取り方等に関する課題を課した。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

<現状>

<保育学科>

保育学科は「社会人としての基本的態度と保育の専門知識・技術を身につけ、他者との協働を通して自らを活かし社会に貢献できる人材」の育成を教育目標として掲げている。これは広く社会人として求められる態度、コミュニケーション能力に加え、保育者として必要な知識や技術の習得を達成目標としている。学習成果の獲得は、各学年、学期に担当されている科目を履修し単位を取得することで、最終的に学位授与方針に定めた要件に該当することをもって判定することになり、具体的で達成可能なものになっている。また専門的な学習成果の獲得は保育士資格や幼稚園教諭二種免許等の免許資格に強く反映されるため、学習成果には実際的な価値があるといえる。

<食物栄養学科>

食物栄養学科は「人間性豊かで、即戦力となる栄養士」の養成を教育目標として掲げ、栄養士業務である給食管理、栄養指導、栄養管理に必要とされる知識・技術の習得を学習成果（ディプロマポリシー）として具体的に示し達成目標としている。学習成果は栄養士養成課程コアカリキュラムに沿って設定し、基礎から応用へと体系的に講義・演習・実験・実習科目を配置しており、修業期間内における学習成果は達成可能である。学内外の他組織・機関との連携による体験型学習活動において学習成果が目に見える形で示されており、学習成果には実際的な価値があるといえる。教育課程の学習成果は定期試験、校外実習における評価、栄養士実力認定試験の成績等により測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組み]

みを持っている。]

<現状>

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

<保育学科>

保育学科は「社会人としての基本的態度と保育の専門知識・技術を身につけ、他者との協働を通して自らを活かし社会に貢献できる人材」の育成を目指しており、ディプロマポリシーに対する到達度を学習成果としている。そのために、卒業要件の達成状況、各科目の成績分布をもとにしつつ、保育士資格・幼稚園教諭二種免許といった免許資格の付与に際しては、保育実習・教育実習における実習先の評価、日誌等の提出物、実習視察時の所見等をもとに、日頃の学習状況を加味しながら成果を確認する。学生に対しては各学期末に履修カルテを作成させることで学習成果の把握・共有を図っている。

<食物栄養学科>

食物栄養学科の教育課程には、学習成果の評価が容易な実験、実習が含まれている。また、栄養士免許取得予定者には、2年次12月に実施されている栄養士実力認定試験（社団法人全国栄養士養成施設協会実施）の受験を課し、対策講座を開催し、受講させている。食物栄養学科の教員も、学習成果の状況を適切に把握し、授業改善をするために、毎年度前・後期に学生による授業評価を行っており、その結果を活用している。また、教職員の資質の向上及び教育の充実・発展を図るための全学的な教育研究活動としてFD及びSDの研修会を開催して、学生の学習成果の向上・充実を図っている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

<現状>

平成30年度に就職先を対象にアンケート調査を実施したが、今年度はキャンパス移転に伴い実施できなかった。次年度以降の検討課題としたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

(1) 三つの方針

本学全体のアドミッションポリシーは募集要項や大学案内には明記しているが、とくに大学案内には各学科のポリシーを平易に表現し、卒業時の就職像が描けるような内容にすることが望まれる。

3つのポリシーの策定・義務化に伴い、ガイドライン等にも示されているように、受験生に対してアドミッションポリシーを強調するだけでは不十分である。これまではどちらかというと、卒業までに獲得することが求められる知識、技術、態度等の内容や、その内容を獲得するための教育課程の構造や特色、また学習方法や評価システム等は入学生対象のオリエンテーション等で説明されてきたが、今後は受験生に対しても、入学から卒業までの学びの流れが見通せるような説明が求められている。

(2) 学習成果の査定

〈保育学科〉

学習成果の測定について、現状では各教員が個々の担当科目の成績評価を独自に行っており、教育目標を体現した卒業時の学生像や到達すべき保育者像について必ずしも共通した認識を持っているとはいえない点が課題である。学習成果を高めるための方策とともに、学習成果を可視化する方法・手立ての構築が必要である。

〈食物栄養学科〉

栄養士資格取得のための教育課程は、法的規制を受ける部分がほとんどである。入学生の基礎学力の低下が見られる中、限られた時間の中でより効果的な教育を行い、目標としている学習成果を獲得させるための方策とともに、学習成果を可視化する手だての構築が必要である。

(1) 卒業後評価

卒業生の進路先からの評価は学科の教育を点検する重要な指標になることから、可能な限り多くの進路先に継続的な評価を得る取り組みを行う必要がある。そうして得られた結果を在学生への教育に反映させていくことが肝要であると考えられる。検討に際しては、評価の聴取方法、客観的評価方法を検討していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

・保育学科ワーキンググループの設置について

令和元年9月理事会において、保育学科の入学定員を80人から50人に削減することが決定されたことを受けて、専任教員の配置状況を検討した。あわせて、2022年9月までに変更届を提出することが義務付けられている「幼稚園教諭二種免許の開設科目と担当教員一覧」を作成するためにカリキュラムの見直しを行った。これら検討を行う学長直属の部署として「保育学科ワーキンググループ（以下、保育WG）」が設置された。構成員は学長、副学長、学科教員4名である。

保育WGは、令和元年10月から令和2年3月まで計6回開催され、おおむね以下の内容をまとめた。

1. 取得可能資格

保育士資格、幼稚園教諭二種免許を中心に5つとする。

「認定ベビーシッター資格」「児童厚生2級指導員資格」は県内唯一の養成校として希少価値があり養成課程を継続させる。

2. 新カリキュラムの概要

①開講科目数

開講科目数としては新旧とも69科目で変更はない。レクリエーション・インストラクター資格、公認障がい者スポーツ指導員資格の各養成課程を終了することにより3科目を廃止、及び教職課程の新カリキュラムへの移行に伴い2科目を廃止するが、文科省の定める新カリキュラムに対応するために新たに5科目の開設を要するためである。

ただし、開設する専門科目の単位数は選択 75 から 71 単位となる。

| | 新 | 旧 | 備考 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 開講科目数 | 69 科目 | 69 科目 | 新設：5 科目 廃止：5 科目 |
| 単位数 | 必修 25 単位 選択 <u>71</u> 単位 | 必修 25 単位 選択 <u>75</u> 単位 | |

②学年配当 キャップ制への対応

教育的効果の観点から 1 年次後期の学外実習に向けて必要な科目を履修させているため、1 年次に履修科目が多くなる。教養科目の開講も含め、年間 50 単位未満にするには継続的な検討を要する。

| 開講時期 | 1 年前期 | 1 年後期 | 2 年前期 | 2 年後期 |
|------|---|-------|--------------|-------|
| 単位数 | 34 単位 | 25 単位 | 21 単位 | 6 単位 |
| | 1 年次 計 59 単位 | | 2 年次 計 27 単位 | |
| 備考 | 上記以外に 卒業に必要な教養科目 残り 4 単位必要 保育士資格取得に必要な選択科目 残り 6 単位必要 | | | |

3. 履修モデル

新カリキュラムにおいては、卒業に必要な単位及び保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得に必要な単位を合計すると 96 単位となり、従来学生一人あたり 100 単位を超えていたものが削減されることが見込まれる。

| 要件 | 新履修モデル | H28 | H29 | H30 |
|-------------------|------------------------------|-------|-------|-------|
| 保幼のみ取得の場合 (平均) | <u>96</u> | 101.3 | 100.5 | 100.7 |
| 総取得単位数 (平均) | ベビーシッター取得時 +2 児童厚生員取得時 +7 | 106.6 | 101.8 | 104.0 |

4. 専任教員の配置計画 (新カリキュラム文科省届出対応)

このままでいけば専任教員数は 9 名 (2020 年度) から 7 名 (2023 年度) となるが、新カリキュラムの要となる「領域に関する専門的事項」については現時点で 5 領域中 3 領域しかカバーできず「幼児と人間関係」「幼児と言葉」の 2 領域に配置が必要となる。この科目の担当者は「保育指導法」の同領域と併せて担当し、かつ現担当者退職後の教育実習指導の担当も担うことで、制度上・教育上の課題に対応できる。1 人あたり担当科目数増加が見込まれる中、7 名の教員では対処不可能である。よって専任教員の配置は 8 名を必要とする。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

<現状>

教員は学習成果の獲得に向け、教育課程編成・実施の方針に則り、担当科目の授業を行っている。教員は小テスト、課題、レポート、定期試験等により学生の学習成果の状況を把握している。特に実習に関しては実習先からの評価も加味しながら、気になる学生には随時個別指導を実施している。

両学科の教育の中で大きな比重を占める実習について、保育学科では専任教員全員で指導にあたっている。保育所実習、教育実習、施設実習及び児童館実習のいずれかを担当し、教員間での共通理解、方針を確認しつつ指導を進めている。実習教育の中心として、各実習の責任者により構成する実習担当者会議を置き、実習全体にかかる事項について協議を行っている。また、食物栄養学科における校外実習科目では、実習報告書・報告会等を通じて学習成果の状況を適正に把握している。

複数教員担当科目では、担当者間で情報共有を図り学習成果の把握に努めている。履修及び卒業に至る指導は、保育学科では教務担当教員、ゼミ担当教員、食物栄養学科ではチューター担当教員及びゼミ担当教員を中心に行っている。両学科とも学科会議を定期的で開催し、各教員が学生の動向を掌握し学生指導を円滑に行っている。

入学時に配付している「キャンパスライフガイドブック」は学生に分かり易く、活用し易い内容へと適宜改訂している。

パソコン演習室は学生の学習やレポート作成に欠かせない。演習室の開室時間は8:30～18:00となっており、授業の時間帯以外は学生に開放している。

平成31年2月に教学マネジメント委員会において、「3つのポリシーに関するアセスメントポリシー」を策定した。DP・CPを検証する視点として①DP・CPの策定・公表、②管理運営体制、③教育の実施、④主観的学習成果、⑤客観的学習成果を設定し、それぞれの到達目標となるチェックリストを作成した。令和元年9月にはアセスメントポリシーに基づき、教学マネジメント委員会IR部門において、各チェックリストを検証する根拠となるデータを収集・分析し、「3つのポリシーに関するアセスメント報告書」を作成し、全教職員に周知した。収集した主なデータは、授業評価、学生調査（新入生調査、学生生活実態調査、学習行動調査、満足度調査）、累積GPA、成績評価、退学率、留年率である。検証は、要約した所見（データに基づく事実の認識）を記載し、必要に応じてアセスメント（評価、解釈）とアクション（改善案）を追記した。アクションの立案に当たっては、文部科学省平成30年度私立大学等改革総合支援授業調査票を参考にした。

学習成果については、①主体的学習、②学習時間、③成長の実感・満足度の視点から分析した。主体的学習については、授業評価のデータでは「授業中は熱心に取り組まれましたか」の得点が、全体の平均点を上回っていた。一方、「質問や発言などにより、授業に積極的に参加しましたか」の得点が平均点を下回っていた。また、学習行動調査では、「授業の予習をする」「授業の復習をする」「授業への質問があるときは教員に伝える」では、「あまりあてはまらない」と「全くあてはまらない」を合わせて概ね50%を

占めていたことから、主体的学習の獲得を促進するような授業方法の改善が必要であることがわかった。学習時間については、1.0時間/日であったことから、授業外学習時間を増やすための取組が必要であることがわかった。成長の実感については、学生生活実態調査では、「大学生活において、どの程度できているか」という質問について、「自己の将来の方向性を見つける」「将来の仕事に役立つような力を身につける」の項目で「できている」「少しできている」を合わせて概ね80%を占めていた。満足度調査では、「これまでの大学生活の中で、どの程度身についたと思うか」という質問について、「人と協力しながら活動すること」では、「かなり身についた」「ある程度身についた」と回答したものが90%近く占めた。一方、「現状を分析し、問題点や課題を発見すること」「問題が生じたときに適切に対処する力」では80%前後にとどまったことから、ほとんどの学生は自己の成長を実感しているが、問題解決能力の獲得に関する実感が、他の能力に比べてやや低いことがわかった。

以上のアセスメントを踏まえて、授業改善に関する重点取組課題として「学生への各種フィードバックの充実」、「授業外学習時間を増やす工夫」、「主体的学習を促す授業の工夫」、「問題解決能力を育成する授業の工夫」をテーマにして令和元年12月と令和2年2月授業改善に関するFDをワークショップ形式で実施し、各教員の教育スキルの向上に取り組んだ。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて教育支援を組織的に行っている。]

<現状>

<全学>

「キャンパスライフガイドブック」には教育課程や履修について記載しているが、教務委員会では、学生が学習の目標や計画を立てやすく、分かり易いキャンパスライフガイドブックの作成を心掛けており、学生自身が主体的に考え科目の選択や履修登録ができるように学習支援を行っている。このキャンパスライフガイドブックを基に、前期及び後期のオリエンテーションで各学科教員が教育課程や履修の説明をしており、組織的な学習支援としている。

教養教育科目の英語、オーラル英語については、教員側から学生の理解度に格差があり授業展開が難しいという指摘を受け、平成28年度は入学直後にクラス分けのための習熟度テストを実施し、習熟度に基づく授業展開に踏み切った。

1年前期の教養教育科目「大学入門」では、学生の学習支援に焦点をあて、授業の受け方、シラバス活用法、ノート&レポートの書き方、資料整理等について演習形態の授業を展開している。学生のレポートは提出後、細やかに添削をして返却したり、定期試験対策として試験前補習や試験後の補習を行い、学生の学力向上を図っている。

また、学生の学習意欲の向上の観点から、成績評価基準の見直しを図った。従来の基準、優・良・可・不可に、新たに秀(100~90点)を付加し、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)と変更した。新しい評価基準は、平成29年度入学生から導入している。新たに秀の評価を加えることにより、GPAポイントの変更も必要になり、ポイントを秀4、優3、良2、可1、不可0に改め、未履修は算定に含まないこととしている(成績評価基準の見直し及びGPAポイントの変更については、

大学と本学合同の評議会承認されたものである)。

〈保育学科〉

入学時オリエンテーションは、入学式の前後日を含め合わせて3日間にわたり実施している。新入生が環境の変化に適応し円滑な学生生活をおくれるように細やかな指導、情報提供を行っている。より具体的には、単位の取得、履修方法、図書館はじめ学内施設・設備の利用、時間割の作成等である。

入学時を除き、オリエンテーションは各学期の開始時にも1日ずつ実施し、各学期の教育内容・方法や留意点等をガイダンスしている。オリエンテーション時の学生への配付物は、全学共通の「キャンパスライフガイドブック」に加えて学科独自の「学科要覧」である。オリエンテーション時にはこれら冊子を用いた指導を行う。なおシラバスについては、ホームページに掲載している。

実習教育に関して、長年の懸案事項であった「実習のしおり」の改訂版を28年度末に完成させた。保育所、幼稚園、施設の各実習のしくみやスケジュール、目的や実施計画、注意点や留意事項、実習にかかる手続きを冊子にまとめることで、学生が先の見通しを持ちながら実習に向けた準備学習ができるようにした。

学生の学習上の悩みや問い合わせにはゼミ担当教員、教務担当が対応している。保健室は学生にとって貴重な相談先となっている。より深刻な相談については、併設大学の学生相談室ならびに臨床心理センターの活用を勧めることもある。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科の学習成果の獲得に向けて、キャンパスライフガイドブック、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行し、オリエンテーション時には、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを行っている。学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対する補習授業を特別には設定していないため、多くの教員が授業時間外に対応している。学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行うチューター制を整備しており、オフィスアワーも設けて個別にも対応している。また、4年制大学編入志望学生に対して履修上の配慮や学習支援を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

〈現状〉

大学との合同委員会として学生支援センター長、大学教員1名、短大教員1名、学生課長からなる学生生活委員会を置いている。同委員会は毎月定例で会議を開き、学生の教育や学生生活にかかわる諸問題について迅速に対応し、個々の学生への極め細やかな支援を行っている。また、短大独自の委員会として、学生支援委員会を設置し、学生生活・教務・就職に係る事項を検討している。

学生の自己管理及び危機管理を意識付けるために1年前期の教養教育科目「大学入門」では「大学生の健康管理について、インターネットを安全に利用するために」をテ

ーマとした講座を開講した。

学生の自治活動組織である学生会については、学生会行事等への参加者が減少傾向にあり活動が衰退しているため、学生の主体性を尊重しながら学生支援センターが全面的なサポートを行っている。令和元年度の大学祭は、大学敷地内に移転後初の大学祭となり、大学と合同の第一回の大学祭となった。大学祭実行委員会においても、大学生の実行委員と協力して、地域の方々の多くの来場者を迎え、安全に運営することができた。

本学には、子育て中の社会人学生が毎年一定数入学することから、入学直後に、社会人入学者を対象とした座談会を開催した。研究室を託児や居場所として許可し安心して学べる環境整備を心掛けていることを説明した。

入学直後に学生対象の健康診断及び健康調査を行い、ケアが必要と思われる学生への極め細やかな支援を心掛けている。調査結果は保健室で管理している。学生の健康管理は保健室で行っているが、心の悩み・不安等メンタル面での相談も保健室で対応し、ケースによっては所属学科の教員との連携も取っている。学生相談所の利用を呼びかけて保健室や学生課と連携し、支援している。

本学ではオフィスアワーを設けて3年目になるが、時間設定内での利用者は少ないが、各教員とも設定時間外での質問や相談が多い。また、他学科の学生の相談に応じることもある。

本学には学生表彰制度があり、大学行事・地域活動に貢献した理由から2年生の2名を卒業時に表彰した。学生にとっては、学生表彰制度があることで学生生活の目標や学習意欲の向上にも繋がることから今後も継続していく。

本学には、授業料等減免奨学制度として、推薦奨学生制度、フロンティア奨学金、社会人奨学金、アドバンス奨学金を設けている。このうちフロンティア奨学金は、向学心に富み学内の諸活動に積極的に取り組む学生の学習意欲向上と金銭面での負担軽減を図ることを目的としている。

また、日本学生支援機構及び山口県ひとづくり財団の奨学金制度を活用する学生も少なくない。受給学生に対しては、日頃の学生生活状況及び前・後期の試験結果をもとに、個人面談を行ない、学生生活面や成績について極め細やかなサポートを試みている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

<現状>

学生の進路支援については、キャリア支援センターに就職担当職員を配置し、併せて各学科にも進路選択・決定の指導を担当する教員を配置している。また、就職委員会において、進路・就職にかかわる情報共有や学生の進路・就職指導上の問題点等を挙げ、効果的な進路・就職指導及び支援のあり方を検討している。

1年次後期の教養教科目「キャリアデザイン」では、就職活動のあり方、自己分析、履歴書の書き方、労働法について、面接体験、学力対策、パソコンを活用した情報検索、社会人講話、卒業生講話、着こなしセミナー等、15回の授業を行っている。1年生は、進路・就職の実感が無く、進路・就職に向けた意識も希薄であることから授業内容

がどの程度理解できているか、毎回授業アンケートを実施し理解度を確認しながら授業を展開している。

また、2年生には、就職・進路調査表を基に個人面談や面接の受け方、実際の就職活動の仕方等のガイダンスを開催し就職開拓に向けた動機付けを行っている。さらに就職内定者には就職指導の一環として「就職内定後の過ごし方講座」を開催した。現状では、1年次で学んだ就職活動のノウハウが2年生に直結しておらず、就職活動のあり方や履歴書の書き方等の再指導を行っている。1年生の学びを2年生へどのように連結させるかが問題である。

進路・就職支援にかかわる相談・指導は、主に就職課職員と各学科の就職担当教員が行っているが、大学の敷地に移転したことに伴い、キャリア支援センターを利用することが出来るようになり、よりきめ細やかな支援体制が整った。また、個々の学生の要望に応じて、担当教職員が各種書類作成指導、面接指導、試験対策指導、相談等に応じている。試験対策に関して、保育学科では山口県で毎年6月に実施される県私立幼稚園協会の採用試験に向け、受験者に試験対策の指導を行うほか、食物栄養学科では4年制大学管理栄養士養成課程への編入学希望者に対して個別に試験対策を行っている。

4年制大学への編入や専門学校等への進学支援については、全国各大学や短期大学専攻科、専門学校や各種学校から届いた編入学案内書や入学案内書類を昨年度分までを配架し、自由に閲覧することができるようにしている。令和元年度に編入・進学を果たした者は、食物栄養学科に1名いる。具体的には、私立大3年次編入に1名である。

進路資料掲示コーナーには、求人票や企業案内資料等を中心に過去の就職受験記録である「受験報告書」、就職試験対策マニュアル本、求人検索用パソコン、複写機（コピー機）等を整備している。

就職活動報告については、課外活動届の提出を義務付けて、学生の就職活動状況が詳細に把握できるようにした。

進路・就職状況の報告については、毎月の教授会で報告し情報の共有を図っている。就職率及び就職内定状況については、毎年5月、教授会に最終報告をしている。令和元年度の採用決定率は令和2年5月1日付けで両学科とも100%であった。学生の中には、就職への姿勢の甘さや責任感の希薄さなどから自ら内定辞退をしたケースもある。また、就職はしたものの、就職先の間人間関係や職務内容の齟齬等の理由で早期に離職する卒業生もみられる。

留学に対する支援は、国際交流センターが窓口となっている。韓国の協定校である昌信大学、オーストラリアのニューカッスル大学等と協定を結び、希望する学生は短期または長期の研修を行うことができる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

(1) 教育資源

学生の学習能力や学習意欲の希薄さ、自己管理能力の低下が見られ、教員は個々の学生の履修指導にかなりの時間をかけて指導している現状がある。教務課の職員と各学科の教員が、学生の履修にかかわる状況を迅速に情報共有し連携を行っているが、個々の学生の詳細な情報、入試状況等を一堂に集約した個人カルテの導入を検討する

必要がある。現存する教育資源を活用した学生指導では個別の支援を迅速に行うことに限界がある。個々の学生の学習面や学生生活面だけでは学生の実態が把握できず、学生のトータルな情報管理の中で一貫した支援ができるシステムの構築が求められる。

また教育内容や授業方法については常に最新の動向を把握しアップデートする必要があることから、学科単独のFDの定期的な開催を検討する必要がある。

(2) 学習支援

本学の教育課程の構造を分析すると、教養教育科目が1年次に偏っていることが明らかになった。両学科の専門科目の開講年次との調整を図りながら2年前・後期への教養教育科目の分散化を検討する必要がある。

現在、定期試験結果の告知方法は担当教員が学籍番号で掲示するケースが多い。学生の意見として個人情報から個別に結果を告知してほしいとの要望もあったことから、次年度に向け成績結果の告知について検討することになった。また、定期試験日程の発表期日については、学生の定期試験勉強への早期の取り組みを促すためにも早めに告知できるよう日程調整を行いたい。

再試験制度については、実施の目的、実施方法について今後も検討する必要がある。

図書館利用の活性化については、通常授業における図書館活用の方法を探っていく方向で検討する。

多様な学生が入学している状況の中で、個別学習支援が必要と思われる学生も見られることから、時間割の過密を解消し、空き時間を利用した補習や復習、予習ができる学習環境を整備する必要がある。

(3) 生活支援

以前に比べると「キャンパスライフガイドブック」の内容は分かり易くなってきた。しかし、各学科が独自に作っているガイドブックもあり、記載事項の重複も見られる。キャンパスライフガイドブックの中に大学生活にかかわる全ての情報を載せ、学生にとって見やすく、使いやすい冊子の作成に今後も取り組んでいく必要がある。

学生会活動の活性化には教職員のサポートも必要となっているが、学生の自主活動を尊重しながらどこまで教職員が踏み込んでいくかが課題である。また、時間割が過密であることから、例えば、学生総会のために2学年両学科共通の空きコマを取ることも難しい状況にある。実習等多忙なスケジュールにより実行委員間の意志の疎通ができにくく、人間関係や情報交換がスムーズにいかない状況があり、次年度に向けて学生会活動のあり方を早急に見直すことが課題である。

学生会活動はもとより、授業以外に学生が成長できる時間と機会を保障することは大学の任務でもある。各種行事の見直しとともに、教養教育科目、各学科専門科目の開講年次の再検討及びカリキュラムのスリム化等を通して、学生が自由に活用できる時間の捻出に向けさらなる努力を重ねる必要がある。このことは、オフィスアワーも含め、学生がゆとりを持って研究室訪問ができる環境づくりにもつながる。

近年は、入学当初から経済的問題を抱える学生や心に問題を持つ学生、また大学生活の中で人間関係に悩みを持つ学生などが少なからず存在している。個々の学生の

様々な問題に如何に気づき、具体的な対応をしていくかが課題である。小規模の大学だからこそできる学生の個別支援のあり方及び学生主体のサポート体制を教職員が一丸となって早急に検討する必要がある。

また、本学には社会人学生が一定数在籍しており、中には幼児、児童の育児真っ只中の者もいる。そうした学生は、子どもの体調急変時や悪天候で学校や園が休業になった場合に子どもを預ける術がなく、やむなく子どもを連れて通学するか授業を欠席するしかないと対応に苦慮する者が少なくない。社会人学生とりわけ育児中の学生が子育てと学業を両立できるような支援体制の構築が急務となっている。

(4) 進路支援

令和元年度に大学内の敷地に移転したことに伴い、学生は、常時キャリア支援センターを利用することが可能になった。教員と連携を図りながら、また、学生自身も自主的に利用するとが可能となり、進路支援が充実した年度となった。

学生の就職活動を振り返ってみると、履歴書の書き方や就職先の選定の仕方、模擬面接の受け方など多々問題点がある。1年次後期の「キャリアデザイン」で学んだことが2年次からの実際の就職活動に活かされていないのが現状である。「キャリアデザイン」の開講が1年次後期ということもあり、学生にとって、就職はまだ先のことという意識があり、現実味を帯びていないことも作用しているのかもしれない。

今後、教養教育科目「キャリアデザイン」における授業内容や授業方法が学生の職業意識の形成や就職活動にどのような影響を及ぼしているのかをアンケート等を通して検証するとともに、2年生に実施した就職ガイダンスの内容とその効果等も検証し、入学から卒業までの一貫した進路・就職支援のあり方を根本的に見直す必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(1) 三つの方針

2年間という限られた期間の中でより効果的な教育を行い学習成果を獲得させるため、平成28年度に3つのポリシーを改定した。学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）は文部科学省の示す「学士力」に沿った形で整理され、かつ本学の教育目標や学習成果を反映させている。また入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）は求める学生像、入試選抜、入学前教育の3項目に整理している。

このうち、ディプロマポリシーについては、基準Ⅰの改善計画にも記したように、学科の教育目標の明記とあわせて見直しを行った。改定された内容は令和2年4月より適用となる。

今後はこれら3つのポリシーをより実効性のあるものにする必要があることから、以下の計画に沿って検討を進める。具体的には、まずディプロマポリシーに基づく学習成果を可視化し、個々の学生の到達度を確認するための指標づくりで、ルーブリッ

ク評価の導入に向けて検討する。また、多様な学生が学習成果を獲得するためのカリキュラムポリシーに沿った教育課程の見直し、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜の方法についても検討する。加えて、3つのポリシーを学生や受験生に周知するための取り組みや分かりやすい表現についても検討する。

(2) 教育課程

今後、改定した上記ポリシーに沿って、学習成果を反映させた授業内容や成績評価を各科目において明確にするとともに、学習成果の獲得度合いをより具体的に評価できるような仕組みを構築していく。

学習成果の把握において重要となる卒業後評価は、学外実習の巡回指導や就職先開拓の訪問時に卒業生の勤務先における評価を聴取するのみであるのが現状で、組織的・計画的な取り組みがなされていない。そこで、卒業生調査の実施に向けた計画を立てる。基本的にはアンケート調査を実施する方向で検討する。

多様な学生を受け入れている中、学生の学力低下、個人差の大きさは教育目標の達成において大きな課題となっている。そのため初年次教育の改善に向けて、「大学入門」「キャリアデザイン」のシラバスを再検討するとともに、学生が活用しやすい教材等の作成に取り組む。

授業改善の方策として取り組んでいるアクティブラーニングの推進については、これまでFD・SD研修会やシラバスへの記載を通じて教職員間に周知を図ってきたが、より効果的な授業実施に向け、全学的な研修に加え学科単位での勉強会等の実施についても検討する。また、学生による授業評価アンケートを点検・評価し、授業改善を進めていく。

(2) 学生支援

多様な能力、意欲を持つ学生に効果的な授業を行うためには、授業の内容、方法の工夫とともに、授業評価アンケート結果を授業改善に活用する方途を考える必要がある。

学生の履修ミス等を防ぐために卒業必修科目や資格免許を記載した教科目一覧表の作成に取り組み、学生の履修カルテの総合管理システムの構築及びその活用方法について検討することが急務である。

一方、基礎学力面の低下により学生の授業内容理解度に格差が生じている現状から、早期に学力格差を埋めるための補習教育の導入や入学前教育の充実、習熟度別クラス授業の開講等の検討が必要である。併せて教員を対象としたクラス経営や授業運営の方法及び気になる学生への対応等にかかるFD研修会の開催やオフィスアワーの利用度を高める方策を検討する。

学生生活全般にわたる支援については、学生生活実態調査の結果を踏まえ、学生の要望を分析し、改善点を挙げ、優先順位を付けて改善の方途を検討する。また、社会人学生が一定数在籍しており、育児中の学生が子育てと学業を両立できるような支援体制の構築を図る。

学生の進路支援については、教養教育科目「キャリアデザイン」における就職指導の効果の検証と、2年次に向けた進路・就職支援のあり方を再考する必要がある。入学か

ら卒業までの一貫した進路・就職支援のグランドデザインの構築が求められる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

<現状>

本学は食物栄養学科と保育学科の2学科を擁し、栄養士、保育士、幼稚園教諭（二種）を養成している。教員組織については、「基礎資料（7）①教員組織の概要」で示したとおり、短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、各学科の教育方針に基づき、食物栄養学科は栄養士養成施設の課程認定に、保育学科は保育士養成施設の課程認定に必要な教員（非常勤教員を含む）を配置している。

教員組織は、学則第49条に基づき、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手で構成している。専任教員の職位は、学位、教育実績、研究業績等において、短期大学設置基準の規定を充足している。主要な科目には専任教員を配置しているが、専任教員のいない分野については非常勤教員に委嘱している。教員の採用及び昇任については、「宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の採用手続きに関する規程」、「宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の昇任手続きに関する規程」及び保育士・栄養士養成課程に関わる規程に基づき、審査委員会において厳格な教育研究業績審査を行い、大学評議会で採否が審議されている。また、教員の新規採用には、原則的に任期制度を導入している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

<現状>

専任教員の研究活動は、現在の大学教育現場においては教育が最優先になっており、授業、広報活動、学生指導などに係る時間が増加傾向にあり、研究活動はその合間をぬった活動になっている。本学教員は、自分の専門分野や担当科目に関する学会に所属し、総会・研究会・セミナー等への参加、論文発表等により研究活動を行っている。また、原則年1回発刊される研究紀要「人間生活科学研究」に研究成果を発表する機会を確保している。しかし、応募件数は少なく、全体としての教員の研究活動は活発とはいえない。なお、教員の研究業績は本学ウェブサイトに掲載している。

各教員は宇部フロンティア大学短期大学部教員勤務・服務規程に則って教育研究を行っている。専任教員が研究を行う研究室については、講師以上の教員すべてが個人研究室を有している。

教員の留学に関する規程は「国内・国外留学規程」（国際会議出席も含む）に定められている（平成27年3月制定）。しかし、規程制定以降、応募者は0人である。

FD・SD研修に関しては、FD・SD委員会が「宇部フロンティア大学FD・SD委員会規程」に則り、企画及び実施している。平成26年度より、FD・SDは原則、大学と本学合同で実施している。

平成30年度中期計画においては、重点取組課題として「1人1編以上の研究成果の

公表」を設定した。令和元年度の各学科の結果は以下の通りである。

(保育学科)

④1人1編以上の研究成果を公表する・・・おおむね順調

・学会誌への投稿、学内研究紀要等への投稿を行う。

令和元年度に著書・論文投稿、学会発表等何らかの公表を行ったのは9名中6名であった。移転後の新しい環境のもと、仕事の進め方や役割分担等において従来にない負担が増加したことが教員の研究活動に大きく影響している。

(食物栄養学科)

令和元年度中に学会発表、学術論文等何らかの公表を行ったのは8名中3名であった。3名のうち2名は学会発表、学術論文発表の両方を行っている。また、研究活動の活性化を図るため共同研究の方向性を検討し8名全員が共同研究の活動を開始している。併せて、研究活動に集中できる環境整備のためにエフォート率(教育、研究、短大部・学科運営、地域貢献・社会活動に関わる時間の比率)を念頭に置くよう教員に指示している。研究活動に支障をきたす要因があれば次年度に向け改善策を検討することとした。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

<現状>

本学の事務組織は総務課、学生課、教務課、入試広報課、就職課、国際交流課、経理課、管財課及び図書情報課の9課から構成され、「学校法人香川学園事務組織規程」に基づき、事務の組織及び分掌を定め、学園事務局長、事務部長、各課長の指示の下、業務を遂行している。

学生課は、学生支援センターとして学生生活・就職のすべてを担当し、学生への支援を一括して行えるよう組織している。専任事務職員は、担当の専門性を強化・拡充させるため、担当職務関連の外部研修会へ参加し、専門的な職能向上に励んでいる。

また、事務組織が適正かつ円滑に運営されるよう「学校法人香川事務組織規程」、「学校法人香川学園文書処理規程」、「学校法人香川学園公印取扱規程」等を整備している。

事務部は、本学A棟1階に設置され、情報機器については、パソコンを職員一人一台配置して事務処理を遂行するためのシステムを構築している。学生課は課員全員のパソコンで、学生情報を共有・管理している。また必要な備品は適宜購入しているが、原則、原議書での決裁を受けた後に発注している。

危機管理体制については、防災対策、情報セキュリティ対策、海外派遣学生等の危機管理(緊急連絡網等)等を含む危機管理に関する規程を整備している。

SD活動に関して、職員固有の職能開発にかかわる研修を除き、職員の業務の多くは教学と深く関連していることから、多くの場合、教員と職員合同のFD・SD研修会として開催している。

事務職員は教学の各種委員会の構成メンバーとして参画し、単なる書記的機能だけでなく、学習成果の向上に向け、意見の表明や原案作成などの役割も果たしている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている]

<現状>

教職員の就業に関する諸規程は整備されている。「学校法人香川学園就業規則」は、規則集として教職員全員に配付しており、変更があった際は、その都度、メールで教職員全員に配信している。

本学の教員については「宇部フロンティア大学短期大学部教員勤務・服務規程」により、教員の職務とその責任の特殊性に基づき、就業規則に定める勤務時間内であっても、本務に支障がない限り、学外で教育研究及び社会活動に従事することができる。

教員の出勤簿は事務部に配置し、出勤の都度、押印している。また、教職員の休暇等については、事前に所定の様式による休暇簿の提出を求め、事務部で管理している。なお、出張については、「出張命令簿」「復命書」により管理している。更に、本学教員への外部からの非常勤講師及び講演依頼等については、依頼文書により学長決裁の下、許可を行っている。また、非常勤講師の出勤については、A棟1階の非常勤講師控室に出勤簿を配置し、管理している。

事務職員については、タイムカードに労働時間を打刻し、それを管理職が確認するという方法で適正な労務管理を実施している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

(1) 教員組織

教員組織の編成については、短期大学設置基準、保育士・栄養士養成課程に関わる関係規程に基づき編成されているが、教員の退職、転出、休職（産休・育休）等に対する教員の採用、特に退職・転職に際して応募者数に陰りが見られる。

食物栄養学科教員組織は栄養士養成施設の指定基準を充足した専任教員、専任助手（うち管理栄養士有資格者2名）により編成されているが、年齢構成に偏りがある。栄養士養成課程として教育内容の維持・向上を図るために、カリキュラムの改変や退職等を見据えた今後の教員組織の充実が求められる。

(2) 教育研究活動

教員の研究活動等に関連した各種の規程や制度はかなり整備されてきた。しかし、肝心の研究活動それ自体は大きな進展は見られない。科学研究費補助金など外部資金獲得に向けた申請は少なからずあるが、採択率は1件あるかないかに過ぎない。

言うまでもなく、教員の研究活動を推進するには、研究意欲の喚起だけでなく、客観的条件として研究時間の確保が不可欠である。義務として教員に課せられた業務（授業を含む）の効率化、研修日を含む授業以外の時間の確保等、全学的な取り組みが必要である。

しかし、研究活動は教育の質を保証し、教育成果を高める重要な要因の一つでもあり、大学教員にとって生命線であり、研究者としての責任、倫理でもある。今、多くの短期大学に求められている研究は、授業や学生指導等と関連した実践的な研究である。学会等での研究発表とともに、大学の研究紀要への投稿を動機付け、少な

くとも2年に1編の論文執筆が可能になるような研究環境、研究風土を醸成する必要がある。

学習成果の向上は、教員の研究能力や授業の質に依存するだけでなく、授業外の学生の学びの場の保障も重要な意味を持つ。焦点のひとつは図書館である。残念ながら、本学学生の図書館利用率は極めて低い。教員は授業と図書館を結びつける努力とともに、図書館職員との連携により、学習成果を高める場として図書館を積極的に活用する方策を講じる必要がある。

(3) 事務組織

入試広報の政策や具体的な戦略については理事長の下に設置された「広報戦略会議」のもと具体的な入試広報活動が展開されているが、その円滑な遂行をいかに図るかが課題である。人事による学園所属部署間異動による担当者の交代などにより齟齬やミスを生じる危険性を減らすべく連携強化の方策を講じる必要性がある。

(4) 労務管理

法改正に係わる諸規程の整備については、これまでも適切に行ってきており、制定、改廃された諸規程の全教職員への速やかな周知が十分になされている。しかしながら、いつでも最新の情報を簡単に閲覧できる環境ではないため、環境の整備を進める必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

校地、運動場、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。校舎に関しては、大学・短大のキャンパス統合を行ったことで、バリアフリーとなっている。保育学科及び食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を完備している。両学科の授業を行うのに必要な機器・備品も整備している。また、適切な面積の体育館及び図書館を有している。

図書館は十分な図書、学術雑誌、AV資料、座席を備えている。本学教職員、学生に十全に提供できるだけの質・量を整備している。

図書の購入は、附属図書館運営委員が学科内で協議の上、必要な学術図書、学生用図書を学科に按分された予算内で選定する。それとは別に図書館に割り当てられた費用からは館長と図書館専門職員で協議の上、逐次刊行物、リクエスト図書、学習図書、就職関連図書を含む一般書を選定し、全体として収集方針に見合った充実した蔵書を構築している。また、廃棄システムは、平成23年に制定した「宇部フロンティア大学短期大学部図書館資料除籍規程」及び「宇部フロンティア大学短期大学部図書館雑誌・新聞除籍細則」に則り、廃棄図書の選別、附属図書館運営委員会の同意、学長、理事長の決済を経て廃棄するという仕組みを確立している。

以上、購入図書選定システム、廃棄システムを確立の上、適正な蔵書管理を行っている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<現状>

「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」など、財務諸規程を含め整備している。諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。危機管理マニュアルについては、平成28年10月に「宇部フロンティア大学短期大学部危機管理基本マニュアル」「宇部フロンティア大学短期大学部危機管理個別マニュアル」「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部国際交流危機管理マニュアル」を作成し、大学評議会の承認を得た。併せて、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学危機管理委員会規程」を整備した。火災等への対応訓練については、平成28年度後期オリエンテーションの一環として、宇部市消防署指導の下、教職員・学生を対象とした通報・消火・避難訓練を実施した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は各PCの起動時にパスワードを求める設定となっている。また、ウイルス対策としては、コーポレート版の対策システムを導入し、各PCを管理している。ネットワークシステムについては、教員用（有線）、職員用（有線）、学生一般用（無線）でセグメントを分けて管理している。また、学園全体としては統合脅威管理（UTM）を導入し、ネットワークを保護している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、学校全体の取り

組みには至っておらず、各課・学科での取り組みにとどまっている。紙ゴミ類は分別し、廃棄物処分業者が回収している。学園全体で夏季クールビズ、冬季ウォームビズに組み、冷暖房の温度設定等を注意喚起している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

(1) 施設整備

ハンディキャップのある人に対応するためのバリアフリー環境については現時点では、障がい者用トイレが A 棟に 1 ヶ所、D 棟に 2 ヶ所である。E 棟以外はバリアフリーとなっている。現時点では脚の不自由な学生はいないが、E 棟はエレベーターがないため 2 階への移動が発生する場合は課題となる。

(2) 維持管理

令和元年度 4 月から、大学・短大のキャンパス統合をして、大学側に移動し、施設設備のほとんどを共用している。大学の施設設備の方が新しいため、かねてから課題であった短大校舎の耐震や老朽化問題は解消された。今後は、大学・短大それぞれの活動を注視しつつ、維持管理に努める必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習効果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

<現状>

基本的なコンピュータ・リテラシー教育に供するハードウェア、ソフトウェアはコンピュータ教室にそろえており、教育支援の装置も併置されている。平成 28 年度は時代に合わせた office システム等に対応するため、コンピュータのリプレイスを行った。学内 LAN が全学に整備されており、無線 LAN 環境も利用することが可能である。平成 28 年度は学内無線 LAN の強化にも努めた。令和元年度は、大学・短大のキャンパス統合に伴い、短大の新しいパソコンを大学のコンピュータ演習室に設置することで、キャンパス統合前と同様の教育環境を整備した。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

情報教育に関してソフト面・ハード面ともに組織的・計画的な整備が行われることがなく、メンテナンスも情報関係の教員のボランティアワークに頼っている。教職員の情報リテラシーの向上に対する取り組みは行われておらず、個人差が著しく、十分な ICT の活用は難しい。教育への ICT 活用を進める取り組み・検討はなされていない。またアクティブラーニングの本格導入を見据え、学内無線 LAN のさらなる強化が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

法人全体の財政状態は、令和元年度における日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」は「イエローゾーンの予備的段階（B0）」にあたる。過去 2 年間の教育活動資金収支差額は黒字を継続している。運用資産は、支払資金及び引当特定預金とも減少となった。退職給与引当特定資産の積立は毎年度 15 百万円追加して積立を開始し 2 年目であり、大幅に不足している。

法人全体の基本金組入前当年度収支差額は、平成 29 年度より支出超過となり△5 百万円（△0.2%）、平成 30 年度は 1 億 19 百万円（△6.6%）、令和元年度は△3 億 57 百万円（△20%）の支出超過である。

本学が基本金組入前当年度収支差額の支出超過である理由は、定員を充足していないため、主だった収入である学生生徒等納付金収入及び補助金収入が不足しているからである。また人件費も退職給与引当金繰入額が多いことが一つの要因となっている。

貸借対照表上の資産総額は平成 29 年度 72 億 27 百万円、平成 30 年度 72 億 34 千万円、令和元年度 66 億 41 百万円と推移している。年度末の現預金は 6 億 57 百万円で昨年度より 2 億 87 百万円減少しているが、本学の存続を可能とする財政は維持している。

本学の基本金組入前当年度収支差額は、平成 29 年度△39 百万円（△13.4%）、平成 30 年度△47 百万円（△17.4%）令和元年度△1 億 45 百万円（△45%）の赤字となっている。令和元年度は、学生生徒等納付金収入、経常費補助金他は増加したが、退職給与引当金繰入額の大幅な増加及び旧学生寮の解体撤去に伴う管理経費が増加したことにより赤字が増加した。

退職給与引当金は目的どおり 100%基準で組入れているが、退職給与引当預金（資産）等は大幅に不足している。このため、私立大学退職金財団、及び山口県私学教育振興財団からの退職資金収入及び 15 百万円を追加し積み立てている。

平成 22 年度に「学校法人香川学園資産運用規程」を制定した。運用対象は定期預金を中心であり、信用取引及び先物取引等の資産運用は行っていない。

本学の過去 3 年間の教育研究経費は経常収入の平均 29.9%である。

財務状況が大幅な支出超過が続いているため、教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、緊急性、重要性に応じて必要最低限の施設設備の更新をおこなっている。令和元年度は、実験・実習用機器備品の一部が老朽化により使用不可能となり新たに購入した。また、Windows7 サポート終了に伴い教職員のパソコンを更新した。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<現状>

本学園は、平成 22 (2010) 年度に学園全体の中・長期計画として「学校法人香川学園経営改善計画」(平成 22 (2010) 年度～平成 26 (2014) 年度)を策定・実行し、目標を達成した。その後、本学は平成 27 年度に「宇部フロンティア大学短期大学部中期目標・計画 (平成 27 年度～平成 31 年度)」を策定し、毎年度 PDCA サイクルを経て、目標に到達できなかった部分に対し、翌年度への改善計画へ修正し盛り込んで継続的な改善計画を遂行している。また、「宇部フロンティア大学短期大学部中期目標・計画 (平成 27 年度～平成 31 年度)」に基づいた中期財務計画は、平成 29 年 9 月 29 日理事会で、5 年間の学園の財務計画「財務中期計画 (平成 29 年度～33 年度)」が承認された。この財務計画は、3 つの基本方針を定め、施設整備の計画及びその費用を算出して作成している。

学納金計画として、校舎移設工事に伴い、新たに実験・実習棟を建設し、実験・実習の備品を新規に購入したことにより、平成 9 年度より据え置いていた施設設備費を値上げした。また、授業料も値上した。

寄付金等の外部資金の獲得については、教育支援、キャンパス整備を用途とする基金として、「宇部フロンティア大学短期大学部教育研究支援基金 (UFC-FUND)」を設置している。令和元年度より大学及び本学のそれぞれの教育研究支援基金を統一し、寄付金募集を行っている。

施設設備の将来計画は、前年度の校舎移設により、新規の施設設備計画は検討していない。旧短期大学部校舎・校地については、売却を含め利用計画を進めていく。

経営情報については、理事会、評議員会で報告した事業報告書・計算書類等を、学園の公式サイトに財務状況を公開して周知を図っている。教職員には、大学評議会及び教授会で予算公開時に学園及び本学の財務状況を説明している。危機意識が共有できるようより具体的な資料作成と説明に努める。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

少子化、4 年制大学・専門学校等への進学による影響で、全国的に短期大学の入学者の減少が続いており、本学も例外ではない状況である。財務の健全化を図る上で、学生確保が喫緊の重要課題である。学生確保のため広報活動を見直し、具体的な方策を立て、入学定員にできる限り近づくことが必要である。

学生確保のため平成 25 (2013) 年 1 月より、「学校法人香川学園広報戦略会議」を暫定的にスタートさせ、リクルート等の外部の専門家を加えて広報戦略を企画、立案し、学生募集活動をしてきた。しかし、少子化に加え、4 年制大学・専門学校等への進学の増加により定員確保は現状では厳しい。経常収支差額を均衡させることは、大変厳しい状況ではあるが、事業活動収入を増加させることができなければ、事業活動支出に占める人件費比率を抑制せざるを得ないことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

少子化、4 年制大学・専門学校等への進学による影響で、入学者の減少が続く短期大学において、本学も例外ではない。財務の健全化を図る上で、学生確保が喫緊の重要課題である。学生確保のため広報活動を見直し、具体的な方策を立て、入学定員にできる

限り近づくことが必要である。

学生確保のため平成 25（2013）年 1 月より、「学校法人香川学園広報戦略会議」を暫定的にスタートさせ、リクルート等の外部の専門家を加えて広報戦略を企画、立案し、学生募集活動をしてきた。しかし、少子化に加え、4 年制大学・専門学校等への進学増加により定員確保は現状では厳しい。また、経常収支差額を均衡させることは、大変厳しい状況ではあるが、事業活動収入の学生生徒等納付金、補助金を増加させ、事業活動支出に占める人件費比率の抑制を検討することが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(1) 教育資源

教員の教育研究活動については、教育、広報活動、学生指導などに係る時間が増加する中、論文発表、学会発表など一定の成果を上げている教員もいるが、専任教員が研究に充てられる時間を確保するためにも、仕事の効率化、授業以外の時間の確保、研修日の確保等、全学的な取り組みを図る。科学研究費補助金など外部資金の獲得については、教育研究活動を促進するものであり、獲得に向けた対策を実施し、採択数を増やすための方策を検討する。

また学内の最新の諸規程を学内各部署で容易に確認できる環境整備に向けて対策を講じる。

ハンディキャップのある人に対応するためのバリアフリー環境について、敷地内の移動や設備の使用に配慮した整備について検討する。財政的事情から対応が困難な面もあるが、現実的に可能な範囲での対応策を検討したい。

火災・地震・防犯対策の各種訓練について、火災訓練については、消防計画に則り毎年 1 回は開催する。またその他の訓練についても実施を検討する。

教職員の ICT 活用に関して、全学的な研修会の実施について検討する。また情報教育の環境整備の一環として、将来的なタブレットの導入についても検討する。

(2) 財的資源

平成 27 年度以降は、「宇部フロンティア大学短期大学部中期目標・計画（平成 27 年～平成 31 年度）」を策定した。この計画に基づいた中期財務計画は、平成 29 年 9 月 29 日理事会で、5 年間の学園の財務計画「財務中期計画（平成 29 年度～33 年度）」が承認された。この財務計画は、3 つの基本方針を定め、施設整備の計画及びその費用を算出して作成している。

教員の職務が研究よりも教育の占める比重が高くなっている現状において、全体として教員の研究活動は活発とは言えない。業務の多忙化とあいまって研究成果の発表や競争的資金の獲得等の動きは全体として低調である。教員の研究活動を推進するためには意欲の喚起に加え、研究環境の整備を図ることが肝要であることから、平成 29 年度計画の活動(事業)内容として、2 年に一度の科学研究費への申請義務を継続する。

また 2 年に 1 篇、大学の研究紀要に実践的な内容を含んだ論文の掲載を義務づける。一方で教員の労務管理、外部講師等に出る回数、時間等の適正化を図ることで研究環境の整備に努める。

財務の健全化を図る上で、学生確保が喫緊の重要課題であり、広報活動を見直し、入学定員にできる限り近づける具体的な方策を立てる必要がある。そこで、要となる入試広報課の体制強化について、専門職員の配置を検討する。

技術的資源としての ICT 環境の整備及び情報教育については、アクティブラーニングを推進する上で不可欠であるが、ICT に関する知識・技術について教職員の個人差が大きく、また財政的な事情から組織的・計画的な取り組みが十分になされているとは言い難い。そうした中、当面はウイルス対策、情報漏洩防止のための啓蒙活動、学生への情報倫理教育といった情報セキュリティに関する対策を実施するとともに、将来的なタブレットの導入についても検討する。

危機管理体制について規程・マニュアルの整備は行ったが、訓練の実施は不十分であることから、火災訓練以外の防災訓練を行うとともに、AED 講習会を実施する。

学生確保が喫緊の重要課題であり、広報活動を見直し、入学定員にできる限り近づける具体的な方策を立てる。そのため、入試広報課の体制強化について、専門職員の配置を検討する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

<現状>

理事長は、本学園の建学の精神を体し、人格が高潔で学識に優れ、学校運営に関し識見を有する者として本学園の最高意思決定機関である理事会を主催し、学校法人香川学園の代表として学園全体の運営全般にわたり、適切なリーダーシップを発揮している。日常の業務については、教学面では学長に管理面は主として学園事務局長に委任している。経営面での重要事項については、事務局長から常に連絡や相談を受けて決定している。そのことにより運営面について支障が起きない体制をとっている。

本学は、建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」及び教育理念である教育の三つのモットー「礼節・自律・共生」のもと、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、「学校法人香川学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）を定め、学校法人の管理運営については、これらを遵守して執行している。

学校法人の最高意思決定機関として理事会を置き、法人を代表して業務を総理する理事長の下に諮問機関としての評議員会を設置して、運営方針等重要な施策の決定ができる体制をとっている。

理事会は理事 6 人（外部理事 2 名）で構成し、法人及び寄附行為に定める学校及び収益事業の管理運営を統括する。寄附行為第 13 条及び第 15 条により、理事長が法人を代表し、理事長以外の理事に代表権がないことを規定している。理事会の開催は、年間 7 回（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、2 月、3 月）を計画しているが、必要に応じて臨時の理事会を開催する。令和元年度については、理事会 9 回、評議員会 4 回を開催した。

理事長は、決算及び事業報告について、監事の監査を経て毎年度 5 月に開催する理事会において議決を得た後、評議員会に報告を行っている。なお、決算については、公認会計士の監査説明においても理事長、常務理事及び監事が立ち会い意見交換の場を設定している。

理事長は、寄附行為第 18 条の規定に基づき理事会を開催している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。学園の重要事項や第三者評価の状況等及び理事会・評議員会で審議する議案の事前確認は所属長会議（寄附行為第 7 条に規定する第 1 号及び第 2 号理事で構成）で協議したうえで、理事会において審議し、最終意思決定を行っている。

理事会は、本学の維持・発展及び学園運営に必要な情報の収集を積極的に行っており、日本私立短期大学協会の会合や学校法人の運営に関する協議会などに理事が積極的に参加しており、他の短期大学の状況など、外部環境の情報の収集に努めている。

学校法人に求められている情報公開については、「学校法人香川学園書類閲覧規程」に規定のとおり、財務諸表等を法人事務局に備え付け、また本学園のホームページ上に情報公開ページを設けて事業報告書、監事監査報告書及び財産目録等を掲載してお

り、また大学ポータルにも参加して積極的に情報公開の充実に努めている。

学校運営の基本となり、学生の修学するうえで必要な事項について記載している学則の改正や規程等の改廃については、大学評議会では審議のうえ理事会の審議を経て整備している。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。学校法人の最終意思決定機関として、本学の運営に関する法的責任があることを認識し、学校法人の運営に携わっている。また理事会は審議事項や報告事項等を通じて、理事の職務執行状況及び学校法人の運営状況を監督している。理事の選任については、私立学校法第 38 条及び寄附行為第 6 条に基づき適切に選任されている。理事の候補者には、建学の精神並びに本学の教育理念を始め、大学の管理運営の状況及び教育環境や学園の経営方針を説明している。なお、理事就任者はこれらを十分理解したうえで、自らの学識及び識見を基に学校法人の運営に携わっている。

学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規程は、寄附行為第 12 条第 2 項第 3 号に準用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

地方の私立大学を取り巻く環境の変化は、18 歳人口の急激な減少だけでなく、若者を中心とした都会への人口の流出を促進し、これからの学生の確保に大きな陰りをもたらしている。本学では、保育学科及び食物栄養学科の適切な定員管理による定員充足への対応、大学キャンパスに実験実習棟を建設して移転したこと及び改組転換などを含めた本学の将来構想が、理事会の重要審議事項の一つとして考えている。理事会がより迅速にこれらの課題解決に対応できるように、本学を取り巻く外部環境の情報収集や、学内も含めた様々な調査の実施を検討して、理事長のリーダーシップのもと、積極的に学園の諸課題に対して協議を進めることが必要である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

<現状>

本学の学長は、学長選考規程に明記された、「学長は人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」として最終的に理事会において選任され、平成 30 年 4 月 1 日より就任（任期は 4 年）している。学長は、学長選考時の所信表明において、「学生ファースト」を掲げ、従来の「何を教えるか」を考え実践する教育から、学習者が「どのように学ぶか？」を考え、成長のプロセスを重要視する教育への転換を目指すこととした。また、「三つのポリシーの実質化」も掲げ、これまでに三つのポリシーのアセスメントポリシーの策定や、アセスメントポリシーに基づくアセスメントの実施について、教学マネジメント委員会の委員長として指揮を行う等リーダーシップを発揮している。

教授会は学則にも明記されているように必置の機関であり、従来、本学教授会で選ばれた短期大学部長を中心に教授会の議事が進行し、学長との間で齟齬を来たす部分があったが、前学長就任と同時に、学長指名の副学長を制度化（短期大学部長の職を廃止）するとともに、学長が教授会の議長を務めることとなった。特に平成 26 年 6 月の学校教育法の改正を契機に、教授会規程を根本的に見直し、審議機関としての性格を明確にした。新教授会規程の施行は形式的には平成 27 年 4 月 1 日以降であるが、それを前倒し適用してきた。

教授会は教授会規程に基づき原則、毎月 1 回実施している。当然ながら、教授会議事録を作成し、事務室に保管している。議事録原案は事務次長が作成し、2 つの学科の学科長、副学長、最後に学長がその内容を点検し、議事録案として次回教授会で諮り、承認を得るシステムを確立している。

ところで、教授会の最も重要な審議事項は、教育目標達成（学習成果の獲得）に向け如何なる教育課程を編成するかにある。本学には従来より 3 つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は存在していたが、平成 29 年 4 月 1 日からの 3 つのポリシーの義務化に伴い、根本的な見直しが必要になった。3 つのポリシーの策定に際しては、ポリシー間の相互関連を視野に収めた検討が求められるとともに、教育の質保証の根幹にかかわる問題であることから、学長をトップにした教学マネジメント委員会を中心とした組織で集中審議することになった。委員会で検討された内容を各学科で再度検討し、それをまた委員会に返すという作業を重ね、最終的に本学の 3 つのポリシー案を作成し、大学評議会（大学、本学合同）に諮り、承認を得た。義務化後の 3 つのポリシーの内容は、平成 29 年度「キャンパスライフガイドブック」に明示されている。

言うまでもなく、短大は教授会の機能だけで動くわけではない。教育、研究、社会貢献等とかかわる各種の委員会組織が規程に基づき配置されている。各組織への教員の配置は、教員の能力や個性、また教育経験等を勘案し決定され、大学評議会承認を得ることになっている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

3つのポリシーの義務化に伴い、教育目標達成（学習成果の獲得）に向けて如何なる教育課程を編成するかを指向する3つのポリシーは策定されたが、教授会メンバーにそれが十分に認識されているとはいえない。また、ポリシー間の関連性が不十分であり、学生に理解されにくい面を残している。両学科とも3つのポリシーの内容及び相互の関連性を見直すとともに、その周知を図る。

教育課程は、カリキュラムポリシーに基づき編成されているが、特に保育学科では、取得可能な資格が多岐にわたり学生にとって過重負担になる傾向がある。学習成果を高め、学習の効率化を図るねらいから、保育士と幼稚園教諭二種免許の取得に焦点化し、その他の付与資格の見直しによりカリキュラム全体のスリム化を図る必要がある。

本学では、毎年2回（前期・後期）、学生の授業評価を実施している。平成28年度にシラバスの形式、内容を大幅に見直し、授業の到達目標はもとより、成績評価の観点別評点（記述試験、レポート、態度・意欲、プレゼン等）や各授業時間でのアクティブラーニング導入等を記述するようになった。特に、能動的な学習を保証する観点から、授業の方法としてアクティブラーニングの導入が一般化してきており、シラバスの中に授業の方法・工夫としてそれをどのように組み込むかを検討する必要がある。

個々の授業の質が学習成果を高める重要な要因であるが、とりわけ大切になるのは組織としての学習成果の向上である。学習成果を測定する方法の開発を含め、教授会構成員の理解と協力を得ながら、本学の教学マネジメント強化の方策を講じる。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

<現状>

監事は、毎会計年度、学校法人の業務又は財産の状況について監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、毎回理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。

監事は、寄附行為第 8 条及び第 9 条に基づき、この法人の理事、評議員又は職員と兼ねてはならないこと、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

監事の職務については、寄附行為第 17 条により、次のとおり規定している。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

なお、監事の任期は 4 年であり、再任が可能である。公認会計士による決算の監査説明時においては、理事長、財務担当理事及び監事が立ち会い意見交換の場を設定している。

監事の業務執行状況（令和元年度）

| 実施期間 | 用務 | 出席状況 | 執行状況 |
|----------------|----------|------|------------------------------------|
| 令和元年 5 月 18 日 | 決算の監査説明会 | 2/2 | 業務の執行及び総勘定元帳等の諸帳簿、伝票、証憑書類及び計算書類の監査 |
| 令和元年 5 月 29 日 | 理事会 | 2/2 | 業務監査及び監査報告 |
| 令和元年 5 月 29 日 | 評議員会 | 1/2 | 業務監査及び監査報告 |
| 令和元年 7 月 26 日 | 理事会 | 1/2 | 業務監査及び意見具申 |
| 令和元年 7 月 26 日 | 評議員会 | 1/2 | 業務監査及び意見具申 |
| 令和元年 9 月 27 日 | 理事会 | 1/2 | 業務監査及び意見具申 |
| 令和元年 11 月 8 日 | 理事会 | 1/2 | 業務監査及び意見具申 |
| 令和元年 11 月 29 日 | 理事会 | 2/2 | 業務監査及び意見具申 |

| | | | |
|-----------------|------|-----|------------|
| 令和元年 11 月 29 日 | 評議員会 | 2/2 | 業務監査及び意見具申 |
| 令和 2 年 1 月 31 日 | 理事会 | 2/2 | 業務監査及び意見具申 |
| 令和 2 年 2 月 28 日 | 理事会 | 1/2 | 業務監査及び意見具申 |
| 令和 2 年 3 月 9 日 | 理事会 | 2/2 | 業務監査及び意見具申 |
| 令和 2 年 3 月 25 日 | 理事会 | 2/2 | 業務監査及び意見具申 |
| 令和 2 年 3 月 25 日 | 評議員会 | 2/2 | 業務監査及び意見具申 |

監事は、定期的に開催される理事会及び評議員会に出席しており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し、意見を述べている。学校法人の業務又は財産の状況について、公認会計士との連携も適切であり、理解を深めた上で、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

学校法人及び本学は、毎年、予算編成の基本的な考え方を教授会で説明し、それを受け各学科・事務部門は、事業計画及び予算要望書をまとめ学園事務局に提出することになっている。学園事務局が各所属とのヒアリング、調整の後に集約したものを 3 月開催の評議員会、理事会で決定している。決定した予算は、大学評議会、教授会で報告し、教職員に周知している。

私立学校法及び学校教育法施行規則に基づき、財務情報及び教育情報の公開を行っている。財務情報は、事業報告書、収支計算書等の資料を学園のホームページに掲載し、学園事務局に備え置いている。

監事は、全開催の理事会及び評議員会に必ず出席しており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し、意見を述べている。学校法人の業務又は財産の状況について、公認会計士との連携も適切であり、理解を深めた上で、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。また文部科学省が主催する「学校法人の監事研修会」にも毎年積極的に参加し、理事会において報告を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

<現状>

「学校法人香川学園寄附行為」によると、評議員の定数は 16 名以上 23 名以下（現 17 名）であり、理事の定数は 6 名以上 10 名以内（現 6 名）である。

私立学校法第 42 条の規定されている事項については、寄附行為第 22 条（諮問事項）により理事長があらかじめ評議員会の意見を聞き、その後理事会において審議を経た後、議決しており、適切に運営している。

構成メンバーや就任期間の長期化また高齢化についても平成 28 年 7 月の改選時期に入れ替わり、2 号から 5 号評議員の概ね半数が新たな評議員となった。このこと

により、長期化の解消となり構成員の若返りをした。

また、私立学校法改正にかかる寄附行為改正にあわせて、理事及び評議員の定数の改正を行うこととしている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<現状>

学校法人及び本学は、毎年、予算編成の基本的な考え方を教授会で説明後、事業計画及び予算要望書をまとめ学園事務局に提出する。学園事務局が各所属とのヒアリング、調整の後に集約したものを3月開催の評議員会、理事会で決定している。決定した予算は、大学評議会、教授会で報告し、教職員に周知している。

予算は各部署に配分されるため、執行については各部署責任者の承認を経て行い、予算責任者である学長が最終の承認を行う。会計伝票は各部署で予算の超過の有無を確認したうえ、支出伝票を記入し、当該部署の責任者が押印し、学園事務局経理課に提出する。会計責任者の決裁を得た後、学園事務局経理課が一括して出納を行う。また、月次試算表及び資金収支月計表（前年同月比）は、年度当初は遅れることがあるが、当月分を翌月までに適時に作成し、経理責任者を経て会計責任者（学園事務局長）及び理事長に報告している。

計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を学校法人会計基準に基づき適正に表示しており課題は特にない。

監事は、予算の編成や予算の補正及び決算を諮問する評議員会とそれらを審議する理事会に出席している。毎年度の監事監査時に、公認会計士から監事、理事長、財務担当理事も出席し、当該年度の監査状況について詳細に報告を受けている。通常の監査時に公認会計士より意見があれば、理事長又は財務担当理事と面談する場を設けており、面談ができない時は、直ぐに報告のうえ適切に対応している。

資産は、固定資産のシステム管理を導入し、固定資産台帳（備品台帳を含む）にて管理している。資金は、支払資金、特定資産毎に預金残高を管理している。また、資金の運用は、寄附行為により確実な取引銀行の定期預金及び投資信託（ファンド）として安全かつ適正に管理している。

寄付金は、学部フロンティア大学短期大学部教育研究支援基金（UFC-FUND）を設置していたが、本年度より大学及び短期大学部の教育研究支援基金（UF-FUND）に変更した。在学生の保護者や教職員に学生支援やキャンパス整備に関して1口2,000円以上の募金のお願いをしている。学校債の発行は行っていない。寄付金の管理は学園事務局で適正に行っている。

私立学校法及び学校教育法施行規則に基づき、財務情報及び教育情報の公開を行っている。財務情報は、事業報告書、収支計算書等の資料を学園のホームページに掲載し、学園事務局に備え置いている。また、「学校法人香川学園書類閲覧規則」により、何人からも閲覧請求があった場合は、日時、場所を指定し、書類の閲覧に供することとしている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事による監査は適切に執行されており、また評議員会の諮問機関としての機能も適切に運用されている。情報公開においても、必要な情報を提供している。よって、特に課題とすることはないが、平成 28 年度学校法人監事研修会配付資料「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）には、財務面だけでなく教学面についても監査することが求められている。監事の役割が教学面やガバナンス改革までの広範に渡ることとなるが、非常勤である監事に対して、理事会の議事や現状の説明などを実施することによる情報提供体制の強化と監査業務の円滑化を図るよう、努めていく。

（1）監事の業務

監事の業務に関して、財務運営面については特に課題とすることはないが、平成 28 年度学校法人監事研修会配付資料「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）には、財務面だけでなく教学面についても監査することが求められている。

また私立学校法の改正予定があり、次年度に向けて監事に関して寄附行為を一部改正する予定である。財務面だけでなく教学面についても監査することとなり、より一層、監事との連携を図っていく予定である。

（2）評議員会

評議員の選任条項の 4 号評議員については、この法人の設置する学校に在籍する学生、生徒及び園児の保護者の会及び教育振興会の代表者のうちから選出されているが、評議員の任期が 4 年に対し、近年の保護者の会及び教育振興会の代表は 1 年サイクルで交代することが多くなり、評議員会での継続的な審議には向かない傾向がある。

（3）情報公開

財務情報及び教育情報の公開を行っている。財務情報は、事業報告書、収支計算書等の資料を学園のホームページに掲載し、学園事務局に備え置いている。何人からも閲覧請求があった場合は、書類の閲覧に供することとしている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

理事会・評議員会ともに法令を遵守して適切に運営されているが、評議員員について、それぞれの選任条項についても見直しを行なった。財務については、財務中期計画（平成 29 年度～平成 33 年度）に基づいた学生数を確保し、その収入にあう支出により収支が均衡するよう予算編成を行う必要がある。

（1）理事長のリーダーシップ

厳しい財政状況の中、中長期的な経営戦略に基づく学生確保や教育研究の水準向上

に向け、また高等教育機関としての社会的責任を果たすために、さらなるリーダーシップを発揮する必要がある。より具体的には本学の将来構想について理事会を主導し協議を進めていく。

理事会・評議員会の体制に関して、私立学校法の改正にあわせて寄附行為の一部改正を行い、その中で理事、評議員の定数及び選任条項の見直しを行い、より一層学園の運営に沿った体制となった。

(2) 学長のリーダーシップ

学長のリーダーシップに基づく各種規程等の整備とそれに伴う新しい仕組みの設置、中期目標、中期計画の策定等により、大学改革は進み始めているが、これまでの慣行と異なる仕組みへの適応や変化それ自体に対応できない教職員も少なからず存在する。学長の大学改革へのビジョンをことあるごとに教授会や個々の教職員との面談等を通して理解を深め、協力体制を強化していく。

本学は小規模短期大学であり、通常の校務分掌に当たる教職員数も少ない。新たに設置する全学的（大学と本学共同の）組織への人材配分を考えると、これまで以上に労を強いることになる。この問題への対応として、従来の校務分掌を整理統合するとともに、個々の教職員の個性や能力、意欲等を勘案し、役割配分のあり方を検討する。また、大学改革の推進には予算が伴う。理事長を含む法人側との協議に基づき改革遂行、推進に必要予算の確保はもとより、学長裁量予算枠を創設・拡大し、改革に弾みをつける必要がある。

上述した本学の大学改革は、平成 27 年度より全面実施されているが、改革の進捗状況等を勘案しながら新たな対応策、改善策を講じていく。

学長のリーダーシップのもと、平成 30 年度中期目標・中期計画において引き続き教学マネジメントの強化を図る。より具体的にはカリキュラムポリシーに基づく教育課程の見直しに関して、カリキュラムのスリム化について検討を行うとともに、アクティブラーニングの推進を進めていく。こうした取り組みによって学習成果の向上に努める。

(3) ガバナンス

監事の業務について、2 名の監事それぞれの視点が学園運営に反映できる体制とすること、また事務局からの資料提出、情報提供など、様々な観点からのサポート体制の整備を行う。

また評議員については、選任条項の 4 号評議員の見直しをするとともに、それぞれの選任条項についても見直しを継続して行い、学園と強い繋がりを持ってもらえるような評議員の構成に努める。

入学者が減少し、財政上の安定を確保することが課題となる中、学園全体の中・長期計画に基づく学生・生徒数を確保する。その収入に見合う予算編成が行われていないため、具体的に実効性のある事業計画を策定し予算編成を行う。

【資料】

(1) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

| 学科の名称 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 備考 |
|----------|------------|------|------|------|------|-------|---------------------|
| 保育学科 | 入学定員 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 平成23年度定員100人を80人に変更 |
| | 入学者数 | 62 | 53 | 59 | 46 | 49 | |
| | 入学定員充足率(%) | 77 | 66 | 73 | 57 | 61 | |
| | 収容定員 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | |
| | 在籍者数 | 108 | 109 | 110 | 102 | 94 | |
| | 収容定員充足率(%) | 67 | 68 | 68 | 63 | 59 | |
| 食物栄養学科 | 入学定員 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 平成27年度定員70人を50人に変更 |
| | 入学者数 | 41 | 37 | 39 | 42 | 47 | |
| | 入学定員充足率(%) | 82 | 74 | 78 | 84 | 94 | |
| | 収容定員 | 120 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| | 在籍者数 | 74 | 76 | 75 | 81 | 84 | |
| | 収容定員充足率(%) | 61 | 76 | 75 | 81 | 84 | |
| 学科の名称 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 備考 |
| 食物栄養専攻専攻 | 入学定員 | 10 | 10 | 10 | | | 平成30年度廃止 |
| | 入学者数 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 入学定員充足率(%) | 0 | 0 | 0 | | | |

② 卒業者数（人）

| 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 保育学科 | 42 | 43 | 57 | 48 | 52 |
| 食物栄養学科 | 30 | 31 | 38 | 31 | 39 |

③ 退学者数（人）

| 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 保育学科 | 4 | 2 | 6 | 6 | 5 |
| 食物栄養学科 | 2 | 3 | 2 | 6 | 4 |

④ 休学者数（人）

| 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 保育学科 | 1 | 2 | 4 | 7 | 6 |
| 食物栄養学科 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 |

⑤ 就職者数（人）

| 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 保育学科 | 35 | 34 | 54 | 47 | 44 |
| 食物栄養学科 | 24 | 26 | 32 | 30 | 36 |

⑥ 進学者数（人）

| 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 保育学科 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 食物栄養学科 | 4 | 1 | 5 | 0 | 2 |

(2) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※令和元年5月1日現在

① 教員組織の概要（人）

| 学科等名 | 専任教員数 | | | | | | 設置基準 で定める 教員数 〔イ〕 | 短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 〔ロ〕 | 設置基 準で定 める教 授数 | 助手 | 非常勤教員 | 備考 |
|--|-------|-----|----|----|----|----|----------------------------|--|-------------------------|----|-------|----|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | 計 | | | | | | |
| 保育学科 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 9 | 8 | | 3 | 0 | 21 | 保育 |
| 食物栄養学科 | 3 | 0 | 4 | 1 | 1 | 9 | 5 | | 2 | 0 | 12 | 家政 |
| （小計） | 6 | 3 | 7 | 1 | 1 | 18 | 13① | | 5③ | 0 | 33 | |
| 〔その他の組織等〕 | | | | | | | | | | | | |
| 短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 〔ロ〕 | | | | | | | | 3② | 1④ | | | |
| （合計） | 6 | 2 | 4 | 3 | 1 | 16 | 16①+② | | 6③+④ | 0 | 33 | |

② 教員以外の職員の概要（人）

| | 専任 | 兼任 | 計 |
|------|----|----|---|
| 事務職員 | 5 | 2 | 7 |
| 技術職員 | 0 | 0 | 0 |

| | | | |
|----------------------|---|---|---|
| 図書館・学習資源センター等の専門事務職員 | 0 | 0 | 0 |
| その他の職員 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 5 | 2 | 7 |

③ 校地等 (㎡)

| 校地等 | 区分 | 専用 (㎡) | 共用 (㎡) | 共用する 他の学校 等の専用 (㎡) | 計 (㎡) | 基準面積 (㎡) | 在籍学生一 人当たりの 面積(㎡) | 備考 (共有の 状況等) | | | |
|-----|-------|-----------|-----------|-----------------------------|---------------|-------------|-------------------------|--------------------|-------|-----------|-------|
| | 校舎敷地 | 1,010 | 9,455 | 0 | 10,465 | | | | 2,600 | 58.79 [イ] | 大学と共用 |
| | 運動場用地 | 0 | 2,650 | 0 | 2,650 | | | | | | |
| | 小計 | 1,010 | 12,105 | 0 | 13,115 [ロ] | | | | | | |
| | その他 | 0 | 20,971 | 0 | 20,971 | | | | | | |
| | 合計 | 1,010 | 33,076 | 0 | 34,086 | | | | | | |

④ 校舎 (㎡)

| 区分 | 専用 (㎡) | 共用 (㎡) | 共用する他の学 校等の専用 (㎡) | 計 (㎡) | 基準面積 (㎡) | 備考(共有 の状況等) |
|----|-----------|-----------|-------------------------|----------|-------------|----------------|
| 校舎 | 1,320 | 12,323 | 0 | 13,643 | 3,600 | 大学と共用 |

⑤ 教室等 (室)

| 講義室 | 演習室 | 実験実習室 | 情報処理学習室 | 語学学習施設 |
|-----|-----|-------|---------|--------|
| 13 | 12 | 8 | 2 | 0 |

⑥ 専任教員研究室 (室)

| |
|---------|
| 専任教員研究室 |
| 17 |

⑦ 図書・設備

| 図書館 | 面積 (㎡) | 閲覧席数 | 収納可能冊数 |
|-----|--------|-----------------|--------|
| | 593.38 | 86 | 55,000 |
| 体育館 | 面積 (㎡) | 体育館以外のスポーツ施設の概要 | |
| | 1,378 | | |